

「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロードに関する環境影響評価方法書」を公表し、説明会を開催しました

環境影響評価法に基づいて、(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロードの環境影響評価方法書(「方法書」※)を作成しました。

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をいただくため、以下のとおり公表し、説明会を開催しました。

知事意見等により、調査・予測評価の方法を決めました。今後、環境調査と準備書の検討に入ります。

縦覧場所

長野県環境部環境政策課、建設部都市・まちづくり課

長野県伊那建設事務所整備課

伊那市役所建設部建設課

駒ヶ根市役所建設部都市整備課

宮田村役場建設課

縦覧期間

平成28年5月30日(月)～平成28年6月29日(水)

8時30分～17時15分

意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からご意見のある方から、意見書が提出されました。

説明会

開催日時	開催場所
平成28年6月13日(月)19時～	宮田村役場 第4・5会議室
平成28年6月15日(水)19時～	宮田村 大久保地区高齢者支え合い拠点施設
平成28年6月16日(木)19時～	駒ヶ根市 やまびこ荘 2階会議室
平成28年6月17日(金)19時～	伊那市役所 多目的ホール

※「方法書」とは

これから行う環境アセスメントの方法の案を伝えるものです。

1. 対象事業の目的及び概要
2. 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード

環境影響評価方法書

要約書

平成28年5月

長野県

— 目 次 —

第 1 章	都市計画対象道路事業の名称	1
第 2 章	都市計画決定権者の名称	2
2.1	都市計画決定権者の名称	2
2.2	事業者の名称	2
第 3 章	都市計画対象道路事業の目的及び内容	3
3.1	都市計画対象道路事業の目的	3
3.2	都市計画対象道路事業の内容	4
3.2.1	都市計画対象道路事業の種類	4
3.2.2	都市計画対象道路事業の位置	4
3.2.3	都市計画対象道路事業実施区域の位置	4
3.2.4	都市計画対象道路事業が通過する市村	7
3.2.5	都市計画対象道路事業の規模	7
3.2.6	都市計画対象道路事業の区間	7
3.2.7	都市計画対象道路事業に係る道路の車線数	7
3.2.8	都市計画対象道路事業に係る道路の区分	8
3.2.9	都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	8
3.2.10	都市計画対象道路事業に係る道路構造の概要	8
3.3	その他の都市計画対象道路事業に関する事項	9
3.3.1	都市計画対象道路事業の経緯	9
3.3.2	計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯	12
第 4 章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況	15
4.1	自然的状況	16
4.2	社会的状況	18
第 5 章	計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果	21
第 6 章	配慮書に対する国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解	25
第 7 章	配慮書に対する意見と都市計画決定権者の見解	28
7.1	配慮書に対する一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解	28
7.2	配慮書に対する関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解	30
第 8 章	第一種道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法	35
8.1	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目	35
8.2	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	35

※本方法書の目次及び本文では、長野県報第 2778 号に記載されている「都市計画対象事業」は『都市計画対象道路事業』に、「都市計画対象事業が実施されるべき区域」は『都市計画対象道路事業実施区域』と示している。

本書に使用するこの地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分の 1 地整図及び 5 万分の 1 地形図を複製したものである。（承認番号 国地情複 第 1094 号）
なお、地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

第 1 章 都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード

第 2 章 都市計画決定権者の名称

2.1 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称：長野県

代表者の氏名：長野県知事 阿部 守一

住 所：長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

2.2 事業者の名称

事業者の名称：長野県

代表者の氏名：長野県知事 阿部 守一

住 所：長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容

3.1 都市計画対象道路事業の目的

国道 153 号は伊那谷の骨格を成すとともに、中央自動車道の代替路ともなる広域的な幹線道路であり、伊駒アルプスロードは、国道 153 号の伊南バイパスと伊那バイパスとを結ぶ道路である。

当該地域における国道 153 号は慢性的に混雑しており、自然災害や事故等による障害発生時には緊急輸送機能が確保されていない。また、中央自動車道の通行止め時には国道 153 号は渋滞が発生し、高速道路の代替道路としても機能していない状況である。

さらに、平成 39 年のリニア中央新幹線の開業にあわせて、リニアの整備効果を広く県内に波及させるため、当該区間の道路整備が求められている。

地域の現状の認識や要望では、「慢性的な交通渋滞が発生している」など渋滞の解消に関する意見^{※1※2※3}が多いほか、「リニア中央新幹線長野県駅へのアクセス道路として役割」、「中央自動車道の代替機能と、災害時の緊急輸送を確保する上で重要な路線」^{※2}、「平時でも交通容量が不足する国道 153 号及び広域農道では、中央道の通行止め時には迂回路として交通処理しきれない」^{※3}などがある。

こうした課題を解決する手段として、当該事業はPI（パブリック・インボルブメント）による第三者機関からの助言を踏まえ、①混雑の解消、②円滑で安全な交通の確保、③災害に強い道路網の構築を目的として実施するものである。

当該事業の目的を表 3.1-2 に示す。

※ 1 第 1 回住民アンケート（平成 24 年 1 月～2 月）

※ 2 一般国道 153 号改良期成同盟会

※ 3 国道 153 号伊駒アルプスロード検討委員会（第三者委員会）

表 3.1-2 都市計画対象道路事業の目的

①混雑の解消	②円滑で安全な交通の確保	③災害に強い道路網の構築
<ul style="list-style-type: none">交通容量の拡大、あるいは交通の分散を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none">伊那谷（伊南バイパスと伊那バイパス）を結ぶ主要幹線道路（伊駒アルプスロード）が必要である。救急車や消防車の早期到着が可能な交通網の構築が必要である。	<ul style="list-style-type: none">災害発生時において、緊急車両が確実に通行でき、道路が寸断されることのない幹線的な緊急輸送路が必要である。中央自動車道が通行止めの際、通行車両が迂回し、交通に支障をきたさない十分な幅の代替道路が必要である。

3.2 都市計画対象道路事業の内容

3.2.1 都市計画対象道路事業の種類

一般国道の改築

3.2.2 都市計画対象道路事業の位置

都市計画対象道路事業の位置、起終点を図 3.2.2 に示す。

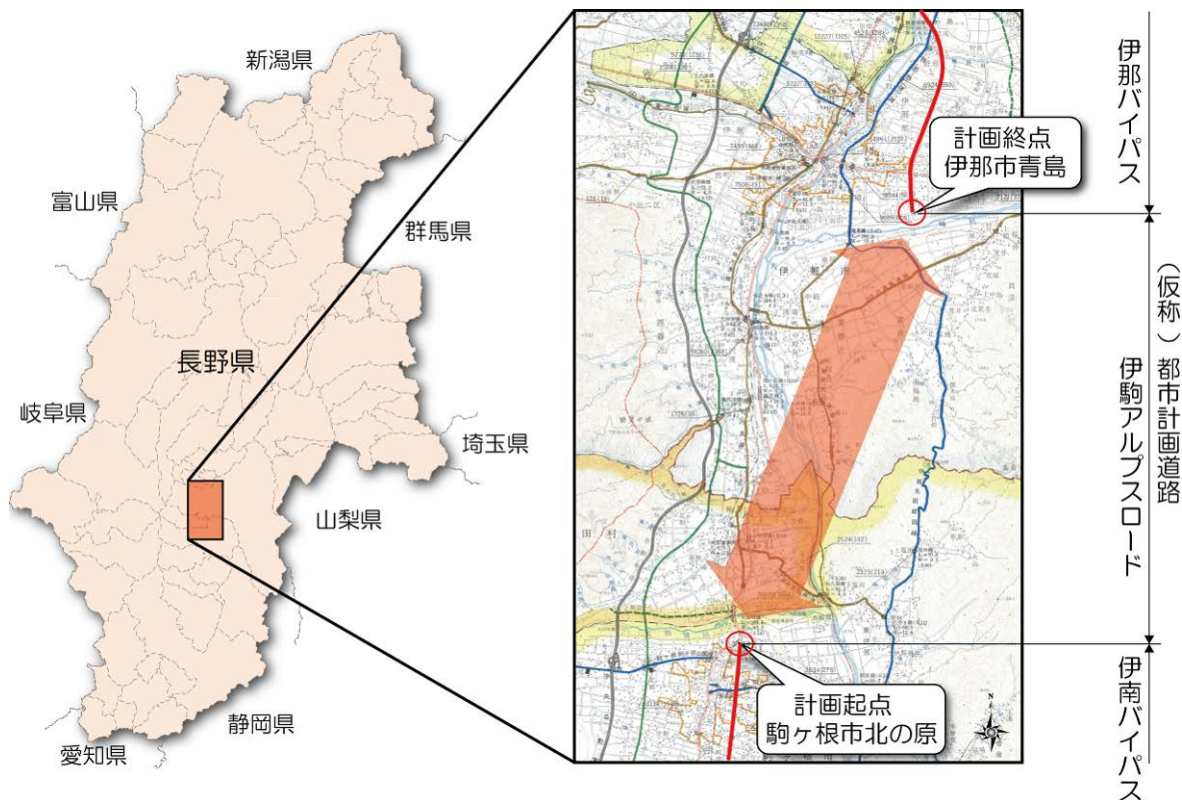


図 3.2.2 都市計画対象道路事業の位置

3.2.3 都市計画対象道路事業実施区域の位置

都市計画対象道路事業実施区域を図 3.2.3-1 (P5) に、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲を図 3.2.3-2 (P6) に示す。

なお、都市計画対象道路事業実施区域とは、当該道路事業により土地の形状の変更あるいは工作物の設置が想定される概ねの範囲を示しており、工事施工ヤード及び工事用道路等の一次的な設置が想定される概ねの範囲も含んでいる。

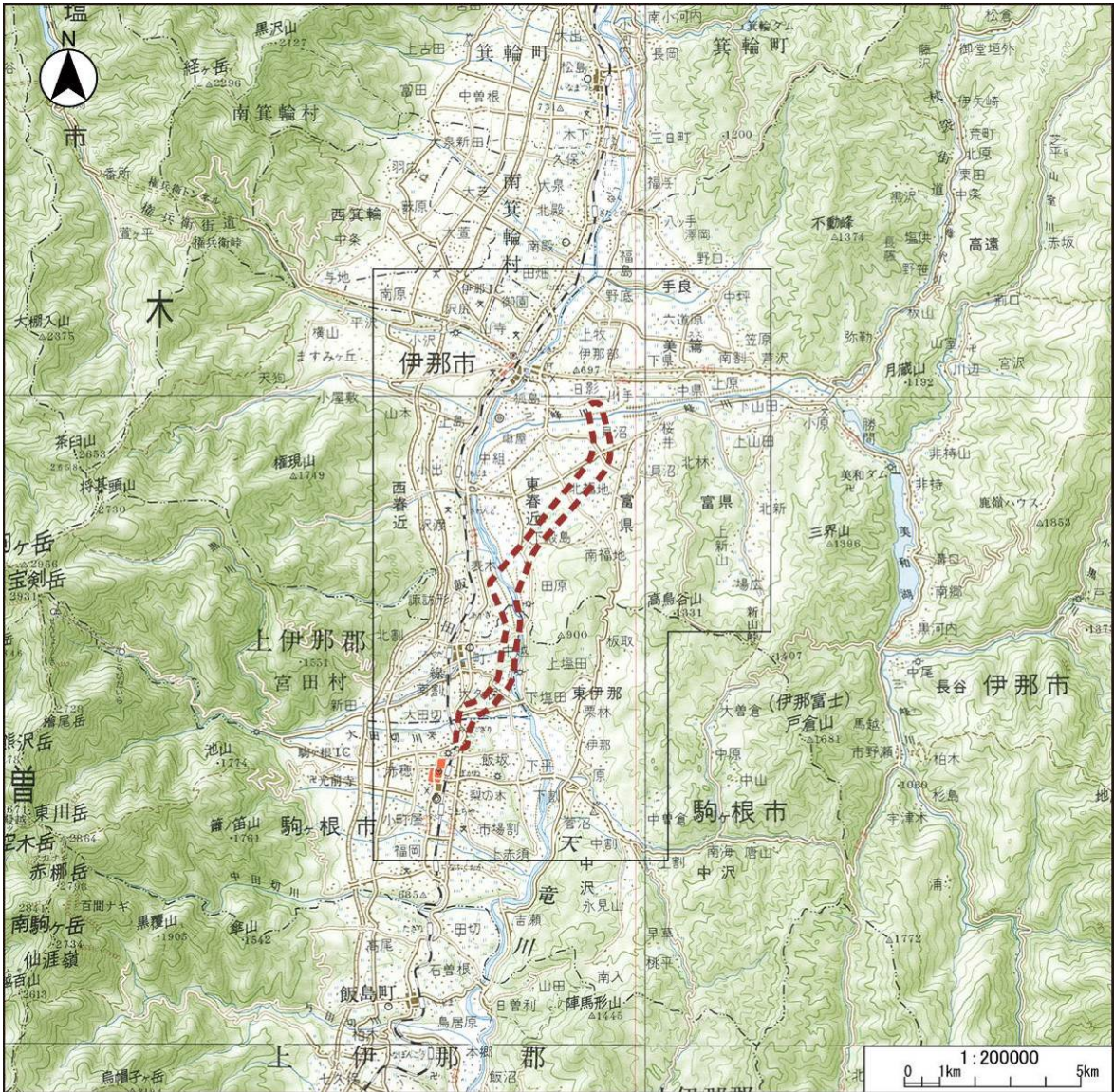
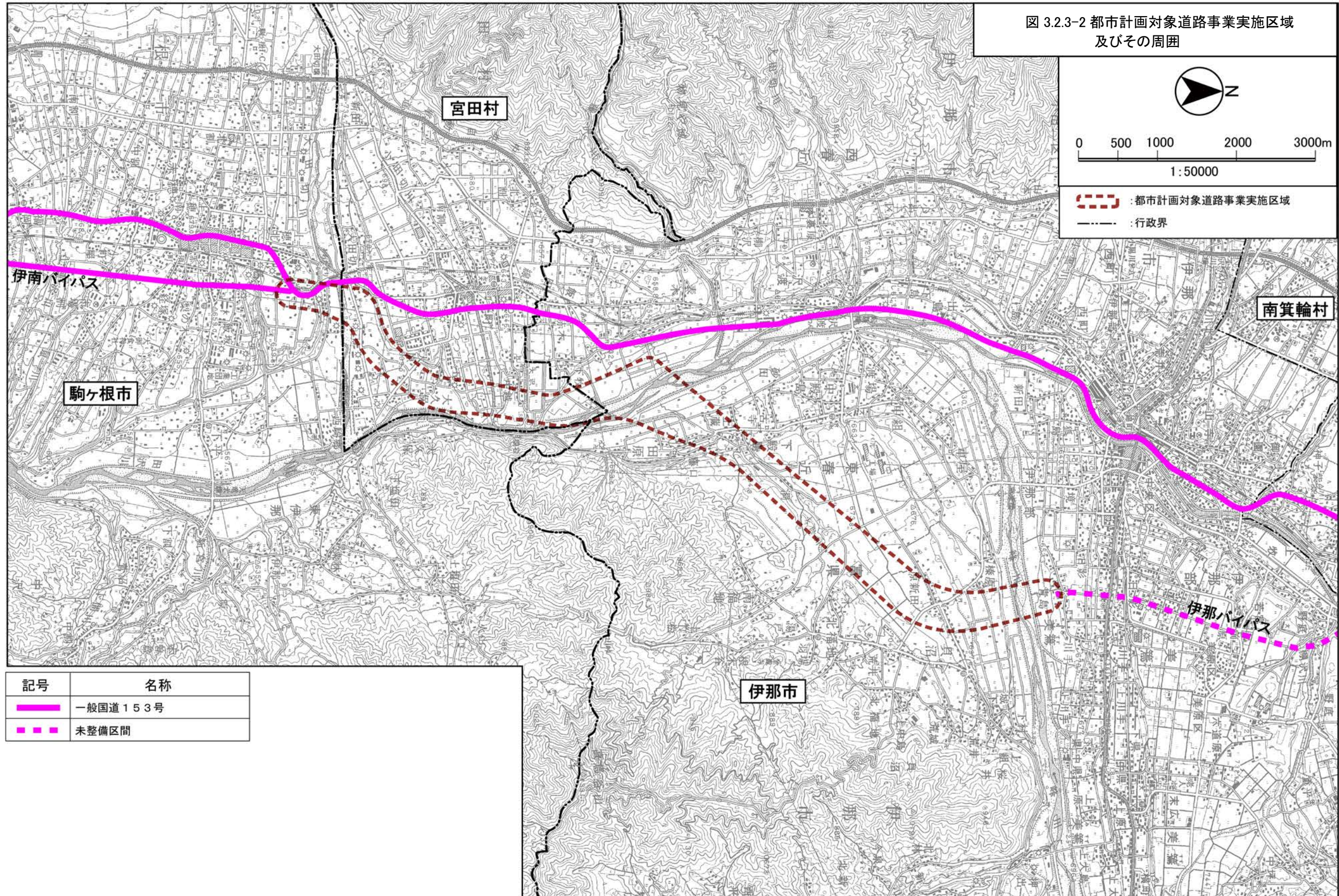


図 3.2.3-2 都市計画対象道路事業実施区域
及びその周囲



3.2.4 都市計画対象道路事業が通過する市村

都市計画対象道路事業が通過する市村を表 3.2.4 に示す。

表 3.2.4 都市計画対象道路事業が通過する市村

市村	
長野県	駒ヶ根市
	宮田村
	伊那市
計	2市1村

3.2.5 都市計画対象道路事業の規模

都市計画対象道路事業の規模を表 3.2.5 に示す。

表 3.2.5 都市計画対象道路事業の規模

規模	
道路延長	約 11km

3.2.6 都市計画対象道路事業の区間

都市計画対象道路事業の区間を表 3.2.6 に示す。

表 3.2.6 都市計画対象道路事業の区間

区間	
起点	長野県駒ヶ根市北の原（伊南バイパス接続点）
終点	長野県伊那市青島（伊那バイパス接続点）

3.2.7 都市計画対象道路事業に係る道路の車線数

都市計画対象道路事業に係る道路の車線数を表 3.2.7 に示す。

表 3.2.7 都市計画対象道路事業に係る道路の車線数

車線数
4 車線

3.2.8 都市計画対象道路事業に係る道路の区分

都市計画対象道路事業に係る道路の区分を表 3.2.8 に示す。

表 3.2.8 都市計画対象道路事業に係る道路の区分

道路区分
第3種第2級

3.2.9 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度を表 3.2.9 に示す。

表 3.2.9 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度
60 km/h

3.2.10 都市計画対象道路事業に係る道路構造の概要

都市計画対象道路事業に係る道路構造の概要を表 3.2.10 に示す。

表 3.2.10 都市計画対象道路事業に係る道路構造の概要

道路構造の概要
平面、盛土、切土及び橋梁、高架

3.3 その他の都市計画対象道路事業に関する事項

3.3.1 都市計画対象道路事業の経緯

伊駒アルプスロードは、PI（パブリック・インボルブメント）の手法により、事業の構想段階から第三者委員会を設置するとともに、アンケートやワークショップにより住民意見を反映しながら、概略計画（ルート帯）の検討を進めてきた。

事業の経緯を図 3.3.1-1（P10）に示す。

平成 23 年から 24 年にかけて学識経験者等で構成された「伊駒アルプスロード検討委員会」（第三者委員会）を 4 回、それらの委員会の中に住民説明会を 18 回、住民アンケートを 3 回、平成 25 年には各地区代表者等で構成された「天竜川右岸地区住民検討会」（住民代表）を 4 回開催し、ルートに関する検討ならびに意見や提案をいただいた。

「伊駒アルプスロード検討委員会」及び「伊駒アルプスロード天竜川右岸地区住民検討会」の検討結果を図 3.3.1-2（P11）及び図 3.3.1-3（P11）に示す。

検討結果を踏まえ、計画段階におけるプロセスの透明性、客観性、合理性、公平性を確保しながらルート帯の選定を進め、平成 27 年 3 月に「伊駒アルプスロード検討委員会」、「天竜川右岸地区住民検討会」に報告した上で、「住民説明会」を 8 回開催し、ルート帯の選定案について説明した。

4 月には「住民説明会」を 4 回開催し、3 月の説明会でいただいた意見に対する県の考え方と今後の進め方について説明し、5 月の「関係市村長会議」で市村長の意見を聴取した。

10 月には計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を公表し、11 月に「配慮書説明会」を 4 回開催するとともに、一般及び関係行政機関から意見を聴取した。

配慮書の手続きが平成 28 年 1 月の国土交通大臣意見をもって完了したことを受け、配慮書において複数案としていたルート帯をひとつに決定し、平成 28 年 2 月の「関係市村長会議」で配慮書手続き及びルート帯決定について報告した。

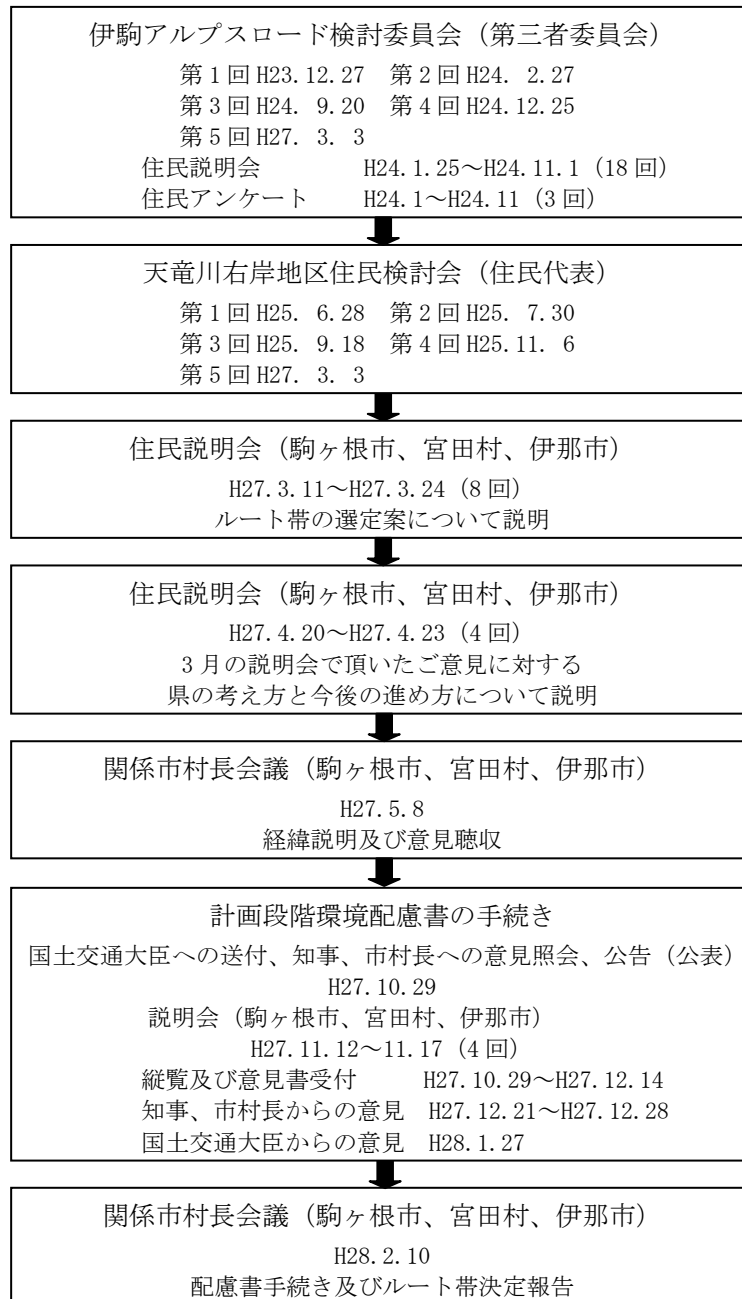


図 3.3.1-1 事業の経緯

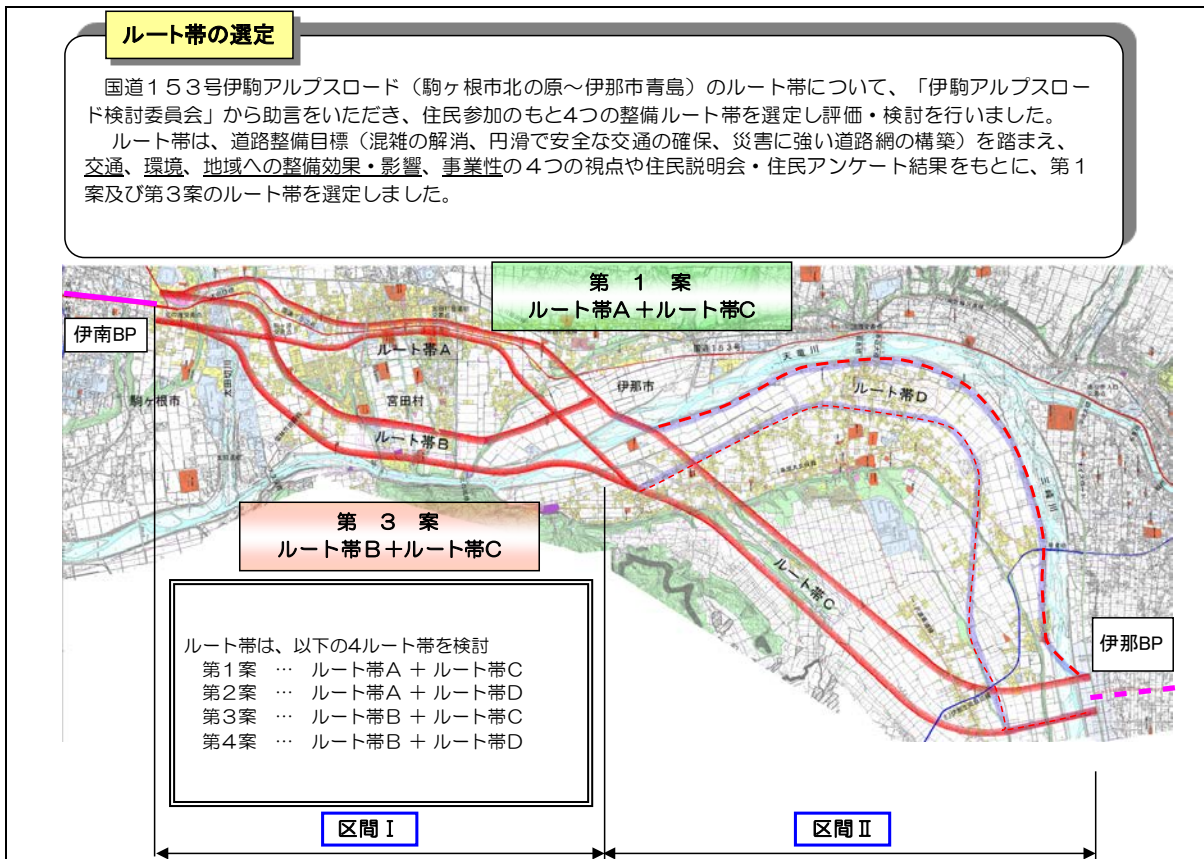


図 3.3.1-2 検討結果(国道 153 号伊駒アルプスロード検討委員会)

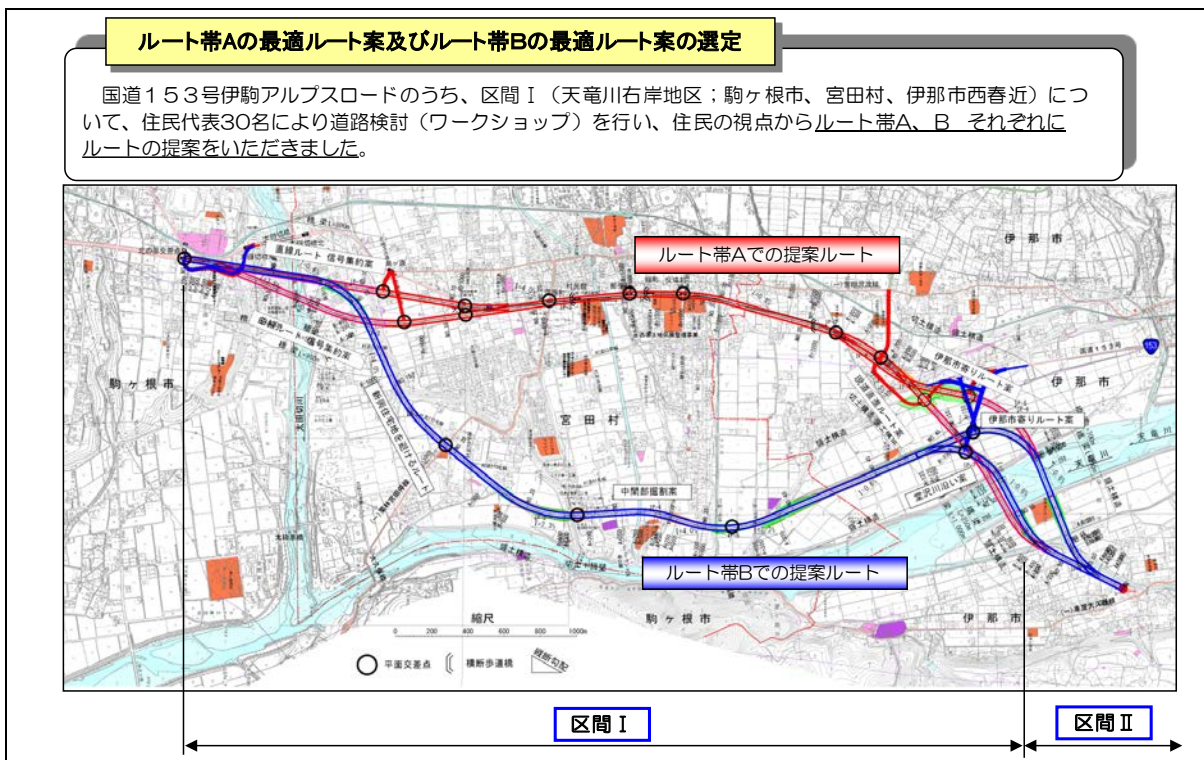


図 3.3.1-3 検討結果(国道 153 号伊駒アルプスロード天竜川右岸地区住民検討会)

3.3.2 計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯

計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）においては、表 3.3.2-1 に示すとおり、大気質、騒音などの生活環境への影響は「天竜川沿いルート」が小さく、動物、植物への影響は「現道活用ルート」が小さいと評価した。

配慮書の手続きが、平成 28 年 1 月 27 日の国土交通大臣意見をもって完了したことを受け、表 3.3.2-2 (P13) に示す交通（安全）、環境、地域への影響（土地利用）、事業性（費用）の観点から総合的に判断し、表 3.3.2-3 (P14) に示す資料のとおり、ルート帯を「ルート帯 B（天竜川沿いルート）＋ルート帯 C」に決定した。

ルート帯の決定については、平成 28 年 2 月 10 日の関係市村長会議で配慮書手続きの結果と合わせ報告した。

表 3.3.2-1 ルート帯選定資料(案ごとに選定された環境要素の影響の程度)

評価項目	現道活用ルート	天竜川沿いルート
大気質、騒音、超低周波音及び振動	予測：市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を通過する 評価：上記に影響を与える可能性がある	予測：市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を概ね回避する 評価：上記に影響を与える可能性はあるが、左記ルートよりも小さい
動物	予測：重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過する 評価：上記に影響を与える可能性はあるが、右記ルートよりも小さい	予測：重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過する 評価：上記に影響を与える可能性がある
植物	予測：重要な植物（天然記念物）の生育地を概ね回避する 評価：上記に影響を与える可能性はあるが、右記ルートよりも小さい	予測：重要な植物（天然記念物）の生育地のうち中越の榎の木を通過する 評価：上記に影響を与える可能性がある
生態系	予測：都市公園及び自然公園を概ね回避する 評価：生態系の保全上重要であって、まとも存在する自然環境に影響を与える可能性は小さい	予測：都市公園及び自然公園を概ね回避する 評価：生態系の保全上重要であって、まとも存在する自然環境に影響を与える可能性は小さい

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	予測：重要な史跡のうち、中越遺跡を通過する 評価：上記に影響を与える可能性がある	予測：重要な史跡のうち、下の城を通過する 評価：上記に影響を与える可能性がある
-------	---------------------------------------------	--------------------------------------------

表 3.3.2-2 ルート帯選定資料(ルート帯(案)の比較評価)

路線案		ルート帯A (現道活用案) + ルート帯C	ルート帯B (天竜川沿い案) + ルート帯C	
評価項目	全体延長	L=11.0km (A5.8km+C5.2km)	L=11.5km (B6.3km+C5.2km)	
路線概要図				
交通(安全)	国道153号 現道の渋滞解消	<ul style="list-style-type: none"> ■宮田村役場前 混雑度 1.1 → 0.9 に改善する。(4車線化による容量増加) ■伊那市沢渡 混雑度 1.2 → 0.6 に改善する。(10,200台/日 減少) 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮田村役場前 混雑度 1.1 → 0.5 に改善する。(バイパス設置による交通分散) ■伊那市沢渡 混雑度 1.2 → 0.6 に改善する。(10,500台/日 減少) 	
	交通ネットワーク (防災)の形成	<ul style="list-style-type: none"> ■現道拡幅のため、自然災害や事故等による障害発生時に、交通ネットワーク機能や緊急輸送機能の確保ができない可能性がある。 ■中央道通行止め時の混雑は解消できない。 ■中央道通行止め時(混雑度):宮田村 1.4→1.0、沢渡周辺 1.8→1.1 ■国道153号通行止め時の周辺道路の混雑が改善する。 ■国道153号(宮田村:4車化) 0.8→0.9、広域農道 1.4→0.3、宮田沢渡線 1.0→0.7 	<ul style="list-style-type: none"> ■幹線道路数が2本となり、自然災害や事故等による障害発生時に、交通ネットワーク機能や緊急輸送機能の代替性は確保できる。 ■中央道通行止め時の混雑が解消できる。 ■中央道通行止め時(混雑度):宮田村 1.4→0.8、沢渡周辺 1.8→0.9 ■国道153号通行止め時の周辺道路の混雑が改善する。 ■国道153号(宮田村:現道) 0.8→0.7、広域農道 1.4→0.3、宮田沢渡線 1.0→0.7 	
	道路の安全性確保 (事故減少)	<ul style="list-style-type: none"> ■道路構造令を満足している。(最小曲線半径R=400 縦断勾配4%区間L=0.7km) ■現道活用案は、信号交差点の設置数が右案に比べ多い。 ■沿道地域からの出入りがある区間は、L=3.0km と右案より長い。(現道沿い区間) 	<ul style="list-style-type: none"> ■道路構造令を満足している。(最小曲線半径R=350 縦断勾配4%区間L=1.2km) ■天竜川沿い案は、信号交差点の設置数が左案に比べ少ない。 ■沿道地域からの出入りがある区間は、L=1.3km と左案より短い。 	
環境	自然・生活 環境への影響	大気質	■市街地・集落の大気質に 影響を与える可能性がある。	■市街地・集落の大気質に 影響を与える可能性はあるが、左案に比べ小さい。
		騒音、超低周波音 及び振動	■騒音、超低周波音及び振動により、市街地・集落へ 影響を与える可能性がある。	■騒音、超低周波音及び振動により、市街地・集落へ 影響を与える可能性はあるが、左案に比べ小さい。
		動物	■天竜川及びその周辺を通過するため、動物に 影響を与える可能性があるが、右案に比べ小さい。	■天竜川及びその周辺を通過するため、動物に 影響を与える可能性がある。
		植物	■天然記念物を概ね回避する。植物に 影響を与える可能性があるが、右案に比べ小さい。	■天然記念物のうち中越の榎の木付近を通過する。植物に 影響を与える可能性がある。
		生態系	■都市公園及び自然公園を概ね回避する。生態系に影響を与える 可能性は小さい。	■都市公園及び自然公園を概ね回避する。生態系に影響を与える 可能性は小さい。
(土地利用)への影響	まちづくりへの影響	農地への影響	■農地の 通過延長が右案より短い。 農地(農業振興地域)の通過延長 L=7.7km (右岸地区:宮田・0.9km、伊那・1.3km 左岸地区:伊那・5.5km)	■農地の 通過延長が左案より長い。 農地(農業振興地域)の通過延長 L=9.3km (右岸地区:宮田・2.6km、伊那・1.2km 左岸地区:伊那・5.5km)
		コミュニティへの影響	■大田切区、町三区、赤木区を新たに 通過し 、現道拡幅(4車線化)及び信号集約により、沿道地域の 行き来がしづらくなる。	■大田切区、大久保区、中越区を新たに 通過し 、道路の新設により、沿道地域の 行き来がしづらくなる。
		施工時の影響	■現道沿い区間の交通に 影響がある。	■交通への 影響は少ない。
		住宅地	■町一区、町二区第1種住居地域を通過し、町一区、町二区、中越区及び大原区の第1種低層住居専用地域付近を通過するため、良好な住環境へ 影響を与える可能性がある。	■大原区の第1種低層住居専用地域の段下を通過するため、良好な住環境へ影響を与える可能性は左案に比べ 小さい。
		工業	■現道沿い工場(10軒)からの アクセス性が向上する。	■松の原工業団地(13軒)、つつじが丘工業団地(12軒)からの アクセス性が向上する。
(費用)事業性	事業費	■建設費用 350~390億円	■建設費用 300~340億円	
	事業期間	■事業期間は、右案に比べ 長い。	■事業期間は、左案に比べ 短い。	
総合評価			○	

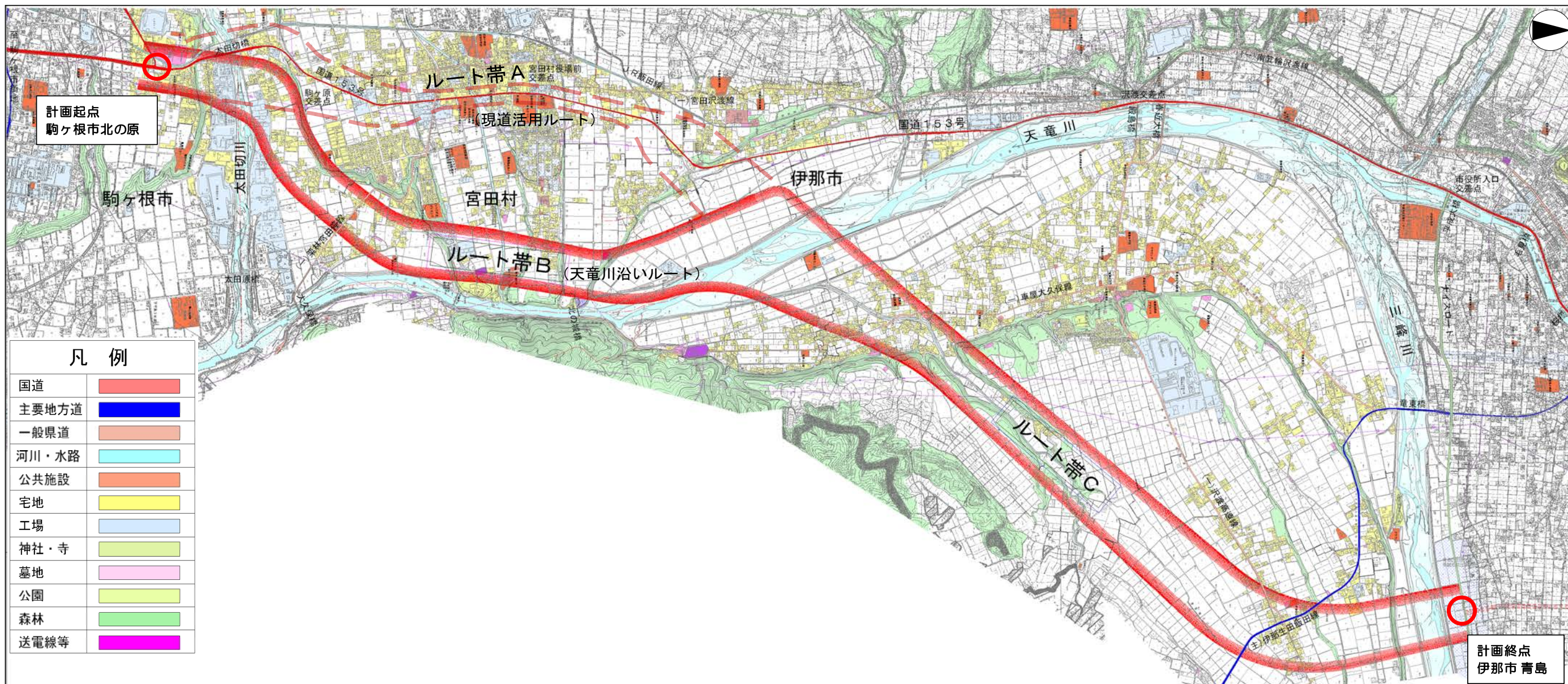
表 3.3.2-3 ルート帯選定資料

国道153号 伊駒アルプスロード ルート帯の決定

(項目別評価)

- 交通（安全） 現道の渋滞解消、交通ネットワークの形成、道路の安全性確保の全ての面で「ルート帯B+C」が優れます。
- 環境 大気質、騒音などの生活環境への影響は「ルート帯B（天竜川沿いルート）+ルート帯C」、動物、植物への影響は「ルート帯A（現道活用ルート）+ルート帯C」が、それぞれ優れますが、全体としては同程度と評価します。
- 地域への影響 農地への影響は「ルート帯A+C」、施工時への影響等は「ルート帯B+C」がそれぞれ優れますが、全体として同程度と評価します。
- 事業性（費用） 事業費、整備期間ともに「ルート帯B+C」が優れます。

上記の観点から総合的に判断し、伊駒アルプスロードのルート帯を「ルート帯B（天竜川沿いルート）+ルート帯C」に決定しました。



第 4 章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（以下、「地域特性」とする。）について、既存の文献又は資料に基づきとりまとめた。

地域特性をとりまとめるにあたって、都市計画対象道路の事業実施区域を含むその周囲の範囲（事業実施区域の周囲約 3 km が含まれる範囲）を「調査区域」とし、事業実施区域が属する市村（駒ヶ根市、宮田村、伊那市）を「調査対象地域」とした。対象道路事業に係る地域特性の把握は、原則として「調査区域」で行い、統計資料等が行政単位による場合、「調査対象地域」で把握した。調査区域及び調査対象地域を図 4-1 に示す。

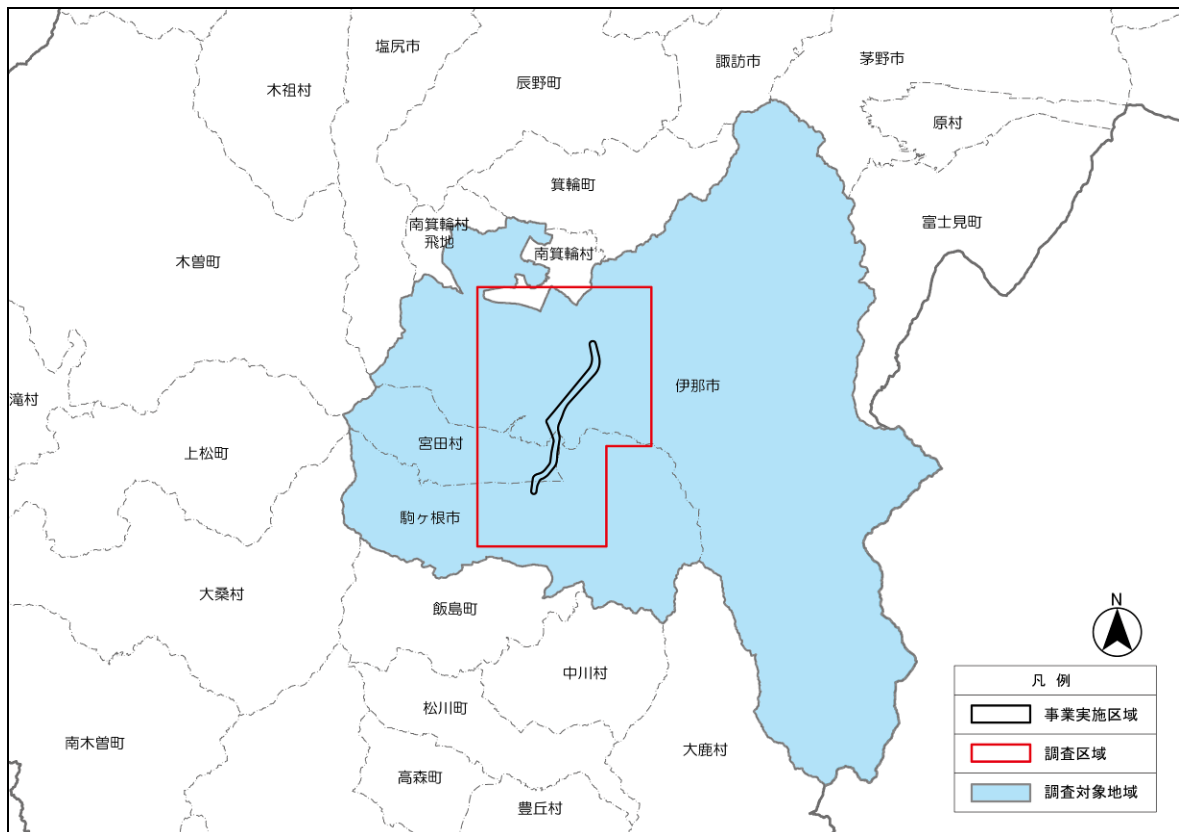


図 4-1 調査区域及び調査対象地域の位置

4.1 自然的状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の自然的状況を既存の文献又は資料に基づきとりまとめた。その調査結果の概要を表 4.1-1 (P16～17) に示す。

表 4.1-1(1) 調査結果の概要(自然的状況)

項目		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
大気環境の状況	気象の状況	調査区域が位置する長野県南部は、内陸特有の気候が明瞭であり、冬季は季節風が山脈を越えてくるため空気が乾燥し、晴れの日が続く。また、調査区域は盆地のため昼と夜の気温差が大きい。 調査区域には、伊那地域気象観測所が存在し、過去 10 年（平成 18 年～平成 27 年）の平均気温は 12.0℃、平均年降水量は 1,563mm、平均風速は 2.6m/s である。また、平成 27 年の最高気温は 35.9℃、最多降水量は 210.0mm、平均風速の最大値は 3.0m/s である。
	大気質の状況	調査区域には、一般環境大気測定局の伊那局が存在し、平成 26 年度の環境基準達成状況は、達成が二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質、非達成が光化学オキシダントである。 また、伊那局では有害大気汚染物質の濃度測定を行っており、平成 26 年度の環境基準及び指針値達成状況は、13 物質すべて達成している。
	騒音の状況	調査区域では、平成 26 年度に幹線道路の沿道で自動車騒音を 3 箇所（内、環境基準及び要請限度評価区域外 2 箇所）で測定しており、評価区域内の 1 箇所では環境基準及び要請限度を達成している。
水環境の状況	水象の状況	調査区域には、天竜川、三峰川など 36 本の一級河川がある。なお、海域や主要な湖沼はない。
	水質の状況	調査区域及びその周辺では、3 箇所の水質測定点があり、平成 26 年度に生活環境の保全に係る項目のうち水素イオン濃度、浮遊物質質量及び大腸菌群数で環境基準値を超過している。
	地下水の状況	調査区域には、平成 26 年度に地下水の継続監視調査を行っている地点が 9 地点あり、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンが環境基準値を超過している地点がある。なお、平成 26 年度に概況調査及び汚染井戸周辺地区調査を行った地点はない。
	湧水の状況	調査区域には、名水等に該当するものはない。
土壌及び地盤の状況	土壌の状況	調査区域では、天竜川や三峰川等の河川沿いに灰色低地土壌、そこから山間部に向かう台地上に黒ボク土壌及び多湿黒ボク土壌、更に西側や東側の山間部で褐色森林土壌の分布が見られ、天竜川東岸と西岸で同様に分布する。
	地盤の状況	調査区域には、地盤沈下が発生した地域はなく、「工業用水法」等の地盤沈下防止に係る法的な規制地域や対策地域もない。

表 4.1-1(2) 調査結果の概要(自然的状況)

項目		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
地形及び地質の状況	地形の状況	調査区域は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地となる地形となっている。
	地質の状況	調査区域は、天竜川及び三峰川の低地・台地・山麓地で、堆積岩類の湖成堆積物、河成堆積物及び崩壊堆積物が広く分布している。東西に見られる山地部分には、付加体の美濃帯及び領家変成岩源岩と三波川変成帯が分布し、ところどころに火成岩類、深成岩類や変成岩類の分布が見られる。
	重要な地形及び地質の状況	調査区域には、地形及び地質に係る名勝及び天然記念物は分布していない。「日本の地形レッドデータブック」では、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質として挙げられる『天竜川右岸の河岸段丘と新規断層』の地形が広く存在する。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物の状況	<p>既存資料より、調査区域において生息が想定される重要な動物の種数は、哺乳類 12 種、鳥類 59 種、両生類 6 種、爬虫類 3 種、魚類 18 種、昆虫類 135 種、底生動物 20 種及び陸産貝類 1 種である。</p> <p>重要な生息地として、『ハッチョウトンボ』の生息の保護区が 1 箇所、『ミヤマシジミ』の確認箇所が 9 箇所ある。</p>
	植物の状況	<p>調査区域は、河岸段丘上の平地に水田雑草群落、その背後に山地にアカマツ群落が広く分布し、大きな河川はヤナギ低木群落及びヤナギ高木林の小さなまとまりが数多く見られる。また、河岸段丘の斜面ではアカマツ群落及びカスミザクラ-コナラ群落の樹林地が带状に分布する。</p> <p>既存資料より、調査区域において生育が想定される重要な植物の種数は、維管束植物 194 種及び非維管束植物 58 種である。</p> <p>重要な植物群落等として、天然記念物が 13 件、巨樹が 13 件、巨木林が 9 件、重要な植物群落が 1 件ある。</p>
	生態系の状況	<p>調査区域は、生物の生息・生息基盤となっている地形条件と植生条件より、自然環境の類型区分が①山地 - 二次林・人工林、②山地 - 二次草地・農耕地、③台地・低地 - 自然林・二次林・人工林、④台地・低地 - 農耕地、⑤市街地、⑥大規模河川 - 自然林・自然裸地・開放水域、⑦中規模河川 - 自然林・二次林・自然裸地・開放水域の 7 類型に大きく分類される。</p> <p>調査区域の生態系を構成する動植物種は、広域的複合環境を利用する種・種群、複合環境を利用する種・種群及び特定の環境で生息・生育する種・種群の 3 区分に大きく分類される。</p>
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	主要な眺望点及び景観資源の分布及び概況	<p>調査区域では、『中央アルプス』と『南アルプス』を遠望できるとともに、田園景観、山里景観、河川景観及び山地景観が見られる。</p> <p>調査区域には、主要な景観資源は 5 資源挙げられる。また、主要な眺望点は 23 箇所ある。</p>
	主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布	<p>調査区域には、人と自然との触れ合いの活動の場の資源として、天竜川や三峰川及びそれらの支流河川、河川沿いに位置する公園、緑地及びサイクリングロード、山麓地や山裾等に位置する緑豊かな公園や寺社、豊かな森林を有す山地などがある。</p> <p>調査区域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は 25 箇所ある。</p>

4.2 社会的状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の社会的状況を既存の文献又は資料に基づきとりまとめた。その調査結果の概要を表 4.2-1 (P18~20) に示す。

表 4.2-1(1) 調査結果の概要(社会的状況)

項目		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	人口の状況	駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の人口の合計は、113,760人で、長野県全体2,152,449人に対して約5%となっている。
	産業の状況	駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の産業別就業者数は、3市村とも第3次産業の割合が大きい。長野県全体と比べると第2次産業の割合が大きい。 長野県全体に対する割合は、販売農家数が約4%、林野面積が約7%、鉱工業における製造品出荷額等が約6%、年間商品販売額が約4%となっている。
土地利用の状況	土地利用の状況	駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の地目別面積は、山林が最も多く、次に原野、田、宅地が多くなっている。
	土地利用基本計画の状況	調査区域には、「国土利用計画法」に基づいて策定された「土地利用基本計画」において都市地域、農業地域、森林地域に指定された土地がある。調査区域の大部分が都市地域に指定されており、その中に都市計画法に基づく用途地域が存在する。各市村に農業地域及び森林地域が存在し、農業地域の大部分は農用地区域となっている。
	その他の主要な事業等の状況	調査区域には、土地区画整理事業が4箇所、都市計画公園が20箇所、都市再生整備計画が2地区存在する。
河川及び湖沼並びに地下水の利用の状況	河川の利用の状況	天竜川水系の水利用は、発電とかんがいの利用割合が多く、発電は全体取水量の約9割を超えており、工業や上水道等の利用の割合は少ない。
	水道水源の状況	駒ヶ根市、宮田村及び伊那市は、箕輪ダムを水源とする長野県上伊那広域水道用水企業団から水道用水の供給を受けており、上水道は取水量の5割前後が同企業団からの受水である。残りの配水量は、河川水、伏流水、浅井戸水、深井戸水及び湧水となっている。 調査区域には、表流水、伏流水、浅井戸、深井戸及び湧水を水源とする水道水源が29箇所存在する。
	漁場の状況	調査区域の天竜川本流及びその支流には、内水面における共同漁業権『第5種共同漁業』が長野県知事より免許されている。
交通の状況	道路の状況	調査区域における主な道路は、中央自動車道、国道153号、国道361号、主要地方道として伊那生田飯田線他4路線、一般県道として南箕輪沢渡線他10路線ある。
	鉄道の状況	調査区域には、天竜川に沿ってJR飯田線が南北に縦断しており、10駅が存在する。平成24年度におけるこれらの駅の鉄道利用者の総数は、1日平均4,890人である。

表 4.2-1(2) 調査結果の概要(社会的状況)

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	調査区域には、小学校が14校、中学校が6校、高等学校が4校、大学・短期大学が1校、幼稚園が6園、保育園及び保育所が28箇所、特別支援学校が2校、高齢者福祉施設が42箇所、障害者福祉施設が30箇所、児童福祉施設が5箇所、病院が7箇所、図書館が4箇所存在する。また、人口集中地区であるDID地区が、駒ヶ根市と伊那市にそれぞれ1箇所存在する。
下水道の整備の状況	平成26年度の汚水処理人口の普及率は、駒ヶ根市が95.0%、宮田村が100.0%、伊那市が92.2%であり、調査対象地域では約9.4割の普及率になる。長野県全体の97.3%と比べると、宮田村は高い普及率で、駒ヶ根市及び伊那市は低い普及率である。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>調査区域における「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により指定された鳥獣保護区が3箇所、特定猟具使用禁止区域(銃猟)が3箇所ある。 ・「文化財保護法」及び長野県、駒ヶ根市、宮田村、伊那市の条例に基づき、天然記念物が13箇所、史跡が18箇所、有形文化財(建築物)が21箇所ある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在し、主に天竜川右岸の台地部に分布が集中する。 ・「環境基本法」より定められた環境基準として、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、ダイオキシン類に係る基準がある。騒音に係る環境基準の地域の指定が、駒ヶ根市及び伊那市の一部地域に、水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する基準の類型指定が、天竜川と三峰川に指定されている。 ・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度(要請限度)が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。 ・「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域にある。 ・「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。 ・「水質汚濁防止法」に基づく排水基準が定められた区域は、長野県内のすべての公共用水域が適用される。 ・「土壌汚染対策法」の規定による形質変更時要届出区域が、伊那市に1箇所ある。同法の規定による要措置区域はない。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定による指定区域が、伊那市に1箇所ある。 ・「都市緑地法」により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)が、駒ヶ根市で策定されている。 ・「景観法」に基づき、長野県は景観計画を策定し、景観行政団体である市町村の区域を除く県全域を景観計画区域としている。駒ヶ根市及び伊那市が景観行政団体として景観計画を策定し、それぞれ市全域を景観計画区域としている。宮田村では景観条例施行に向け検討中である。 ・「都市計画法」に基づく都市計画区域が指定されており、同法の規定により定められた用途地域がある。

表 4.2-1(3) 調査結果の概要(社会的状況)

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況」は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> * 「森林法」による地域森林計画において策定された地域森林計画対象民有林がある。 * 「砂防法」により指定された土地、「地すべり等防止法」による地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域がある。 * 「水防法」に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位到達情報を通知及び周知する河川に対して、浸水想定区域が公表されている。 ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち国の計画等は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> * 天竜川水系河川整備計画 ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち長野県の計画等は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> * 第三次長野県環境基本計画 * 長野県総合5か年計画2013～しあわせ信州創造プラン～ * 駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 * 伊那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 * 生物多様性ながの県戦略 * 天竜川水系伊那圏域河川整備計画 ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち駒ヶ根市の計画等は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> * 駒ヶ根市第2次環境基本計画 * 駒ヶ根市第4次総合計画 * 駒ヶ根市都市計画マスタープラン ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち宮田村の計画等は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> * 宮田村環境基本計画（第2次計画） * 宮田村第5次総合計画後期基本計画 * 宮田村都市計画マスタープラン ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち伊那市の計画等は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> * 伊那市環境基本計画<中間見直し版> * 第1次伊那市総合計画【後期基本計画】 * 伊那市都市計画マスタープラン
<p>その他の事項</p>	<p>「平成24年度建設副産物実態調査結果」によると、平成24年度の長野県の建設副産物の再資源化等率は96.3%で、全国と同程度の状況であった。駒ヶ根市、宮田村及び伊那市には、平成28年1月現在、産業廃棄物処理施設の最終処分場はないが、中間処理施設が42施設所在する。</p>

第 5 章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査・予測・評価の手法は、概ねの位置・規模を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とした。計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき表 5.1 (P22) の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5.1 (P24) に調査の結果として記載した。予測では、表 5.2 (P23) に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握した。

選定された環境要素のルート毎の影響の程度は、表 5.2 (P23) に示すとおりで、道路整備を行う場合に、環境面において最も気を付けることが重要であると住民が考えている生活環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）については、天竜川沿いルートの方が現道活用ルートよりも影響を与える可能性が少ないと評価した。また、動物については天竜川沿いルートに多く含まれ、植物については天竜川沿いルートに、重要な史跡は現道活用ルートと天竜川沿いルートのルート帯に含まれ、環境に影響を与える可能性があると評価した。

そこで、道路の概略的な位置を決定する段階では、できる限り重要な動物種の生息地等や重要な植物（天然記念物）の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な史跡を避けて計画する。

なお、各評価項目について、回避が困難又は必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

表 5.1 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

評価項目	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質 騒音及び超低周波音、振動	・ 市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）※1※5	既存資料	市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）と複数案の位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
動物	重要な種の生息地 ・ 重要な動物※2	既存資料	重要な動物の生息地と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
植物	重要な種・群落の生育地 ・ 重要な植物（天然記念物）※3	既存資料	重要な植物（天然記念物）と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・ 都市公園※1 ・ 自然公園※4	既存資料	都市公園及び自然公園と複数案の位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	・ 重要な史跡※3	既存資料	重要な史跡と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
-------	-----------	------	-------------------	---------------------------

※1：市街地・集落及び都市公園の既存資料：駒ヶ根都市計画図、宮田村都市計画図、伊那都市計画図

※2：重要な動物の既存資料：駒ヶ根市誌、伊那市史、河川水辺の国勢調査、ハッチョウトンボを育む会ホームページ、ミヤマシジミ研究会パンフレット

※3：天然記念物及び重要な史跡の既存資料：駒ヶ根市指定文化財一覧、こまがね自然文化マップ、宮田村文化財マップ、宮田村の文化財一覧表、伊那市統計書

※4：自然公園は、事業実施想定区域及びその周辺に存在していない。

※5：DID地区：人口集中地区。国勢調査の基本単位区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域。

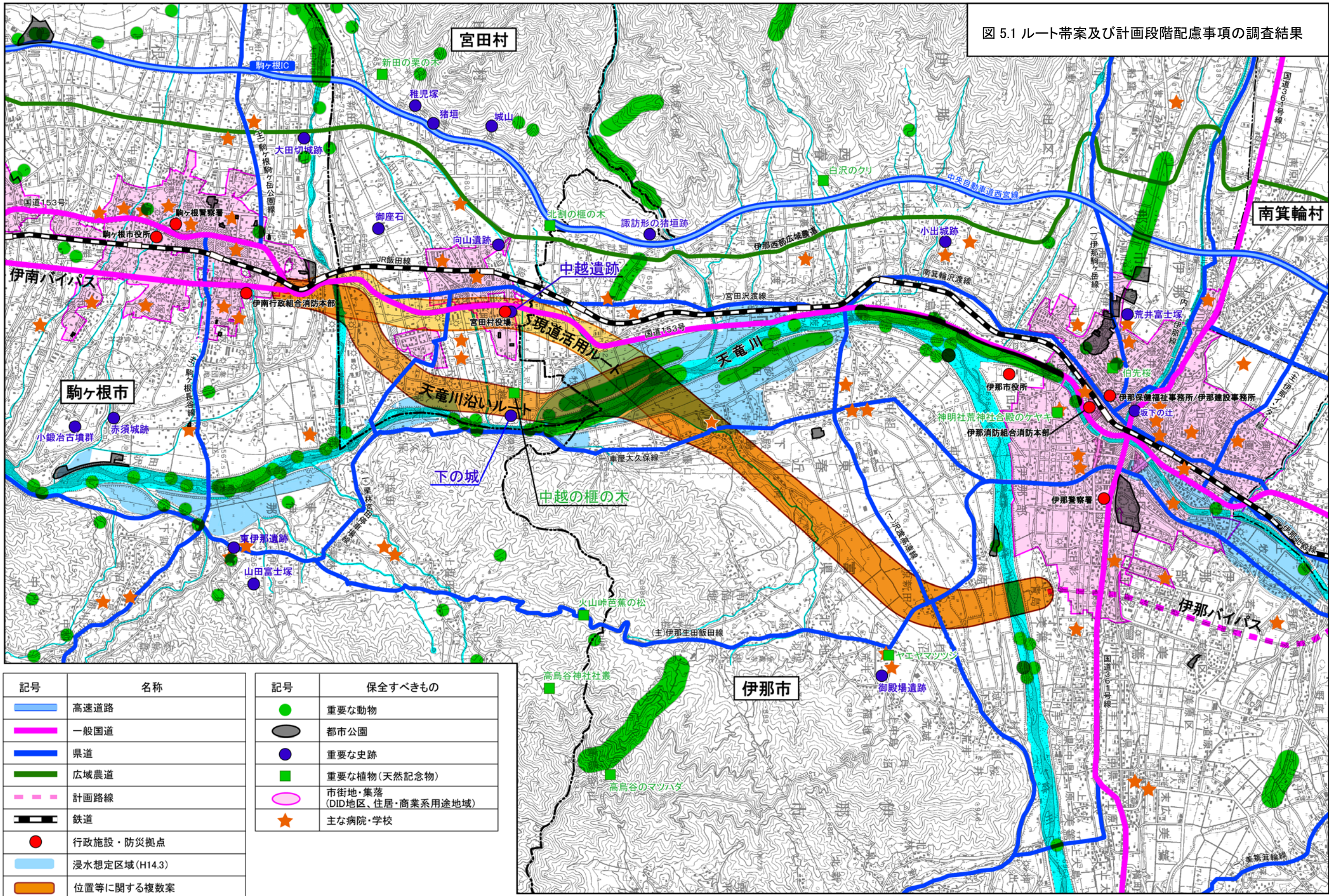
表 5.2 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

評価項目	現道活用ルート	天竜川沿いルート
大気質、騒音、超低周波音及び振動	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を通過するものと予測する。 ・市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）の大気質に影響を与える可能性があるとして評価する。 ・騒音及び超低周波音、振動により、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）へ影響を与える可能性があるとして評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を概ね回避するものと予測する。 ・市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）の大気質に影響を与える可能性はあるが、現道活用ルートよりも小さいと評価する。 ・騒音及び超低周波音、振動により、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）へ影響を与える可能性はあるが、現道活用ルートよりも小さいと評価する。
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過するものと予測する。 ・動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性はあるが、天竜川沿いルートよりも小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過するものと予測する。 ・動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性があるとして評価する。
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、重要な植物（天然記念物）の生息地を概ね回避するものと予測する。 ・重要な植物（天然記念物）の生息地に影響を与える可能性はあるが、天竜川沿いルートよりも小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、重要な植物（天然記念物）の生息地のうち中越の榎の木を通過するものと予測する。 ・重要な植物（天然記念物）の生息地に影響を与える可能性があるとして評価する。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、都市公園及び自然公園を概ね回避するものと予測する。 ・生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、都市公園及び自然公園を概ね回避するものと予測する。 ・生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、重要な史跡のうち、中越遺跡を通過するものと予測する。 ・重要な史跡に影響を与える可能性があるとして評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルート帯は、重要な史跡のうち、下の城を通過するものと予測する。 ・重要な史跡に影響を与える可能性があるとして評価する。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

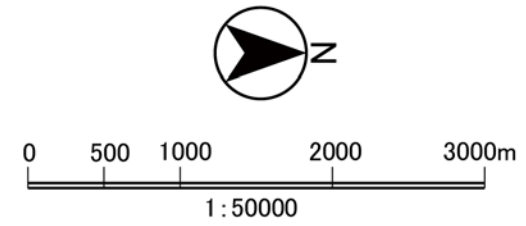
図 5.1 ルート帯案及び計画段階配慮事項の調査結果



記号	名称
	高速道路
	一般国道
	県道
	広域農道
	計画路線
	鉄道
	行政施設・防災拠点
	浸水想定区域 (H14.3)
	位置等に関する複数案

記号	保全すべきもの
	重要な動物
	都市公園
	重要な史跡
	重要な植物(天然記念物)
	市街地・集落 (DID地区、住居・商業系用途地域)
	主な病院・学校

行政施設・防災拠点: 市役所、警察署、消防署、県合同庁舎
 市街地・集落: 第1種低層住居専用地域
 第2種低層住居専用地域
 第1種中高層住居専用地域
 第2種中高層住居専用地域
 第1種住居地域
 第2種住居地域
 準住居地域
 近隣商業地域、商業地域
 DID地区



第 6 章 配慮書に対する国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の六に基づく計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解を表6.1（P25～27）に示す。

表 6.1(1)国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
対象事業実施区域の設定	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の①～⑤の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市街地、集落 ② 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設等を含む）、住居 ③ 重要な動物の生息地、重要な植物の生育地 ④ 景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場、重要な史跡 ⑤ 駒ヶ根市景観計画「景観育成重点地区」、伊那市景観計画「景観育成住民協定地区」 	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減した。</p> <p>今後の詳細なルート及び構造の検討を踏まえて、都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮する。</p>
環境影響評価の項目の選定	<p>設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の意見の①～⑤の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定した。</p>

表 6.1(2)国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
<p>大気質、騒音</p>	<p>本ルート帯及びその周辺の地域は、都市計画の住居専用地域及び住居地域に指定された住居環境を保全する地域並びに集落が存在し、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「保全対象」という。）が立地していることから、本事業の実施に伴う保全対象への自動車騒音及び排気ガスの影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、下記(i)及び(ii)に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、保全対象の立地状況等を踏まえ、特に影響を受けるおそれのある保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。</p> <p>(i) 天竜川右岸部について</p> <p>宮田村中心市街地付近の一般国道153号は約20,000台/日の現況交通量があり、沿道は都市計画の第一種住居地域に指定され保全対象が集中して立地している。このため、現道活用ルートは、天竜川沿いルートと比較して、現道拡幅に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、現道活用ルートの採用可否の判断に当たっては、保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。</p> <p>また、天竜川沿いルートを採用する場合においても、当該ルート帯及びその周辺の地域には集落等住居系の利用地域が存在しており、道路設置に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が生じるおそれがあることから、保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</p> <p>(ii) 天竜川左岸部について</p> <p>本ルート帯及びその周辺の地域には、集落等住居系の利用地域が存在しており、道路設置に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が生じるおそれがあることから、保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、学校や病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居に対する自動車騒音及び排気ガスの影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手續きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。</p> <p>なお、都市計画対象道路事業実施区域は、交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルート（ルート帯B）に決定した。</p>
<p>動物</p>	<p>本ルート帯及びその周辺の地域には、ミヤマシジミ等希少な昆虫類、ギンブナ等希少な魚類、セッカ等希少な鳥類等重要な動物の生息地が確認されている。また、河岸段丘林が連続して分布しており、野生生物が重要な移動経路として利用している可能性が考えられる。このため、本事業の実施に伴うこれら重要な動物への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、生息地の改変及び水の濁りの抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、重要な動物の生息地や移動経路に対する影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手續きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、動物への影響に配慮する。</p>

表 6.1(3)国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
<p>景観、人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>本ルート帯及びその周辺の地域は、中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等伊那谷特有の眺望景観を有し、人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。また、景観計画区域に指定され、良好な景観の形成が求められる地域である。このため、本事業の実施に伴うこれら眺望景観及び活動の場への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないよう配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、眺望点及び活動の場並びにそれらの利用状況を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、伊那谷特有の眺望景観や人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響及び景観計画区域に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、伊那谷特有の眺望景観や人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。</p>

第 7 章 配慮書に対する意見と都市計画決定権者の見解

7.1 配慮書に対する一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の七に基づく、計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見（配慮書縦覧期間中に提出された意見）の概要と都市計画決定権者の見解を表7.1（P28～29）に示す。

表 7.1(1)一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
都市計画対象道路事業の目的、経緯、内容	事業目的について、当該地域の実情を踏まえたものではないと考える。	事業目的及び複数案の選定経緯については、配慮書の「第一種事業の目的及び内容」及び本書第3章に記載した。
	事業計画の経緯についてのきちんとした説明や情報公開を行って欲しい。（複数案の設定理由の説明が不十分である。）	事業計画の策定にあたっては、より分かり易い図書の作成に努める。
	実態にあった適切な規模の道路構造に縮小するように求める。	基本となる道路幅員は 28m、車線数については、交通量推計より 4 車線としている。
	今後の環境影響評価の中での調査、予測、評価は問題の先送りである。	環境影響評価の各段階において適切な手続きを行うよう努める。
大気質、騒音、振動、超低周波音	「大気質、騒音、振動及び超低周波音」の評価が適切ではないので、現道活用ルートの方が優位と考える。	交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。
	宮田村天竜川沿いルート周辺の住居等の保全対象に配慮して欲しい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。
地形、地質	中越区の段丘上に大きな切土が出現したり、大久保区及び大田切区に大きな盛土が出現したりするなど、地形を大きく変容させかねない。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、中越区の段丘や大久保地区及び大田切地区の改変に配慮する。
	「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」と接する区間が最短となるルートを選択すべき。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」に配慮する。

表 7.1(2)一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	<p>宮田村大久保地区では、長野県が希少種の指定を行った「ヘイケボタル」や「トノサマガエル」の確認例があるので、これら希少種に配慮して欲しい。</p>	<p>環境影響評価の手続きにおいて、大久保地区のヘイケボタル（環境省リスト：未該当、長野県リスト：準絶滅危惧）やトノサマガエル（環境省リスト：準絶滅危惧、長野県リスト：準絶滅危惧）及びその他の貴重種については、現地調査の中で確認し、必要に応じて予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、希少種への影響に配慮する。</p>
	<p>「生態系」の評価が適切ではないので、現道活用ルートの方が優位と考える。</p>	<p>交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。 今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生息・生育地への影響に配慮する。</p>
景観、人と自然との触れ合いの活動の場	<p>景観及び人と自然とのふれあいの活動への影響より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。</p>	<p>交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。</p>
	<p>景観、人と自然との触れ合いの活動の場を計画段階で取り上げて欲しい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。</p>
	<p>伊那谷における田切地形に高架の架かかっていない貴重な景観がある。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、高架の架かかっていない田切地形への影響に配慮する。</p>
	<p>宮田村で策定中の景観計画を入れて欲しい。</p>	<p>宮田村の景観計画が策定された段階で検討する。</p>
重要な史跡	<p>貴重な文化財である宮田村大久保地区の熊野社（熊野神社）に配慮した検討を行って欲しい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、熊野神社への影響に配慮する。</p>
その他	<p>宮田村のまちづくりに協力して欲しい。</p>	<p>今後の宮田村のまちづくりについては、県としても協力する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・宮田村が取り組んできたまちづくりの考え方、守ってきた自然環境より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。 ・事業目的の「災害に強い道路網の構築」より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。 ・事業費、維持管理費より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。 ・農地への影響より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。 	<p>交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。</p>

7.2 配慮書に対する関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解

計画段階環境配慮書についての長野県知事、駒ヶ根市長、宮田村長及び伊那市長の意見と都市計画決定権者の見解を表7.2-1～4（P30～34）に示す。

表 7.2-1 長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	方法書以降の図書の作成においては、事業に係る目的や複数案の絞込みの経過等について丁寧に記載し、より分かりやすい図書となるよう努めること。	事業目的及び複数案の選定経緯については、配慮書の「第一種事業の目的及び内容」及び本書第3章に記載した。 事業計画の策定にあたっては、より分かり易い図書の作成に努める。
地形・地質、 景観	重要な地形・地質として、天竜川右岸の河岸段丘及び新期断層が記載されているが、段丘崖は景観保全や緑地保全の観点からも重要であることから、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、段丘崖や新期断層等の地形・地質について、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、天竜川右岸の河岸段丘及び新期断層に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、地形・地質、景観への影響に配慮する。
動物、植物、 生態系	<p>事業実施想定区域及びその周辺区域は次の重要な動植物の生息地・生育地となっている可能性が高いため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。</p> <p>〈動物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昆虫類：ミヤマシジミ、スジグロチャバネセセリ、オオムラサキ ・魚類：スナヤツメ、アカザ ・両生類：ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、アカハライモリ ・鳥類：アカモズ、イカルチドリ、オオタカ、ハチクマ、ハヤブサ <p>〈植物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カワラニガナ、ミチノクフクジュソウ、スズサイコ、キキョウ、ナガエミクリ、イトトリゲモ、ミズオオバコ <p>河岸段丘林について野生動物の重要な移動ルートとして利用されている可能性が考えられるため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて利用状況の調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息地・生育地や移動経路に対する影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、重要な動植物の生息地・生育地や移動経路への影響に配慮する。</p>

表 7.2-2 駒ヶ根市長意見と都市計画決定権者の見解

駒ヶ根市長意見	都市計画決定権者の見解
<p>大気質、騒音、超低周波音及び振動について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、環境保全上配慮すべき施設、集落等に配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、施設、集落等への影響に配慮する。</p>
<p>動物及び植物について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、これらの生息・生育地に十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生息・生育地への影響に配慮する。</p>
<p>生態系について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、生態系の保全上重要な自然環境に十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生態系の保全上重要な自然環境への影響に配慮する。</p>
<p>景観について、駒ヶ根市景観計画の区域に含まれていることから、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、景観に配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観への影響に配慮する。</p>

表 7.2-3(1)宮田村長意見と都市計画決定権者の見解

事業特性・ 地域特性の項目	宮田村長意見	都市計画決定権者の見解	
対象道路事業の工事 計画の概要	<p>新たな道路づくりは、宮田村の将来のむらづくりと密接な関係があると同時に、その影響は計り知れないことなどから、今後の事業推進に併せて宮田村のむらづくりに対する検討組織の立ち上げにあたっては長野県の積極的な協力と支援をお願いしたい。</p>	<p>今後の宮田村のむらづくりについては、県としても協力する。</p>	
	<p>詳細ルート・構造、アクセス道路の整備、工事における生活環境の変化等、地域住民の意見や要望を反映した工事計画としていただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、地域の意見に配慮する。</p>	
自然的 状況	<p>大気環境の状況</p>	<p>現道活用ルート、天竜川沿いルート双方とも、市街地及び集落を通過し、大気質、騒音等の影響が大きくなるおそれがあるので、詳細なルート・構造の検討にあたっては、大気環境（大気質・騒音・低周波・振動）について十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、市街地、集落等への影響に配慮する。</p>
	<p>水環境の状況</p>	<p>工事に伴い河川や水路等への雨水流出量の増加が懸念されること、現道活用ルート、天竜川沿いルートともに周辺で農業経営が行われていることから、河川、水路の流域をできる限り変更しないよう配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、水質、水象への影響に配慮する。</p>
	<p>景観及び人と自然との触れ合い活動の状況</p>	<p>現道活用ルート、天竜川沿いルート双方とも、宮田村を東西に分断する道路構造のなるおそれがあることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、地域コミュニティーを阻害しないよう十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、地域コミュニティーに配慮する。</p>
		<p>中央アルプス、南アルプスを眺望する宮田村の素晴らしい景観が保たれるよう、道路構造等の検討にあたっては十分に配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観への影響に配慮する。</p>
<p>天竜川沿いルートには、北の城跡が存在し、桜の景勝地ともなっているため、道路構造等の検討にあたっては十分配慮いただきたい。</p>			

表 7.2-3(2)宮田村長意見と都市計画決定権者の見解

事業特性・地域特性の項目		宮田村長意見	都市計画決定権者の見解
社会的状況	人口及び産業の状況	<p>現道活用ルート周辺は、人口密集地を形成しており、商業活動の拠点となっていること及び宮田村の基幹となる工場等が多数立地していることから、詳細ルート・アクセス道路検討にあたっては宮田村中心部への人の流れに十分配慮いただきたい。</p> <p>天竜川沿いルートについても、アクセス道路の整備状況によっては通過交通のみとなるおそれがあるので、詳細ルート・アクセス道路の検討にあたっては宮田村中心部への流入交通が減少しないよう配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、宮田村中心部への交通に配慮する。</p>
	土地利用の状況	<p>現道活用ルート、天竜川沿いルートにおいては、優良農地が存在し、農業経営が行われていることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、出来る限り優良農地を減少させないよう十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、農地に配慮する。</p>
	交通の状況	<p>国道 153 号及び県道宮田沢渡線については、宮田村中心部への主要な交通ルートとなっていることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、起終点方面からの宮田村への流入を阻害することのないよう十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、宮田村中心部への交通に配慮する。</p>
	下水道の状況	<p>現道活用ルート、天竜川沿いルート双方ともルート帯には、上水道の配水管及び下水道の排水管が村道等に埋設されていることから、今後の詳細ルートの検討において配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、埋設されている上水道の配水管及び下水道の排水管に配慮する。</p>
	その他の事項	<p>宮田村における現在の優良な生活環境等を考慮し、周辺の環境保全について、配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、環境に影響を及ぼすおそれのある項目について配慮する。</p>

表 7.2-4 伊那市長意見と都市計画決定権者の見解

伊那市長意見	都市計画決定権者の見解
<p>重要な動植物への影響について配慮していただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、重要な動植物への影響に配慮する。</p>
<p>環境面において、影響を与える可能性があるとして評価された項目については、十分な配慮をしていただきたい。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定した。</p>
<p>集落内の通過地域では、大気質、騒音、振動、低周波等について今後、配慮していただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。</p>
<p>ルートへの検討にあたっては、水道水源等に設計段階から配慮していただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、水道水源等への影響に配慮する。</p>
<p>ルートへの検討にあたっては、周辺小中学校の児童生徒に対する安全に配慮していただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、学校の児童生徒に対する安全に配慮する。</p>

第 8 章 第一種道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法

8.1 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日 建設省令第10号。以下「国交省令」という。）、「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日 建設省令第19号）、「長野県環境影響評価技術指針」（平成10年9月28日 長野県告示第466号）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土技術政策総合研究所。以下「技術手法」という。）及び「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」（平成19年8月 長野県生活環境部。以下「県マニュアル」という。）を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定した。項目の選定の結果、環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等に係る項目とした。本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由を表8.1（P36）に示す。

なお、長野県には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づく汚染状況重点調査地域はなく、事業実施に伴って放射性物質が相当程度の拡散・流出のおそれがないことから、放射線の量を環境影響評価の項目に選定していない。

8.2 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価を行う手法については、「国交省令」、「長野県環境影響評価技術指針」、「技術手法」、「県マニュアル」を参考に選定した。選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由を表 8.2（P37～60）に、調査箇所を案を図 8.2（P61～63）に示す。

表 8.1 環境影響評価の項目及び選定の理由

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施					存在・供用*			地域特性・事業特性を踏まえた項目選定の理由	
	建設機械の稼働	切土工等又は既存の工作物の除去	設置	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	水底の掘削	掘削式(地表式又は)	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●				●			○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行による大気質(二酸化窒素又は浮遊粒子状物質)に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
			粉じん等	○				○				都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働等及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質(粉じん等)に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
		騒音	騒音	○				○			○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行による騒音又は振動に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
		振動	振動	○				○			○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行による騒音又は振動に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
		低周波音	低周波音									●	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架構造で通過する区間の自動車の走行による低周波音に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。
	水環境	水質	水の濁り			●			●				都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には河川等の公共用水域が存在し、切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び水底の掘削により、水の濁りの影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。
			水の汚れ						●				都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には河川等の公共用水域が存在し、水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事によるアルカリ水の公共用水域への排出により、水の汚れの影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。
		水象	河川		●					●			都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には河川及び地下水の利用が認められ、掘削式で通過する区間の切土工等及び道路(掘削式)の存在による河川の流量又は地下水の水位へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。
			地下水		●					●			都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には河川及び地下水の利用が認められ、掘削式で通過する区間の切土工等及び道路(掘削式)の存在による河川の流量又は地下水の水位へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○				○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には重要な地形が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在により影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。	
その他		日照障害								○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、嵩上式(橋梁若しくは高架構造)の区間が存在し、日照障害の影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●		○					○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には動物の重要な種及び注目すべき生息地の記録が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在による重要な種及び注目すべき生息地へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。なおイヌワシ等猛禽類については、建設機械の稼働による繁殖行動の阻害の影響が考えられるため、工事の実施に係る本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。		
	植物	重要な種及び群落			○					○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には植物の重要な種及び群落が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在による重要な種及び群落へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○					○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には山地、台地・低地、市街地、河川等動植物の生息・生育地が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在により生態系へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源								○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には景観計画区域等景観に係る法令により指定された区域が存在する。また、中央道伊那スキーリゾート、ふるさとの丘等の主要な眺望点、中央アルプス・南アルプス等の景観資源が存在し、道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在により景観へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。		
		主要な眺望景観								○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には三峰川サイクリングロード、リバーランド天竜公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在による人と自然との触れ合いの活動へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。		
歴史的文化的遺産の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財	文化財								●	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には文化財等が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在により文化財等へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。		
		文化財								●	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には文化財等が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在により文化財等へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。		
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○							切土工等又は既存の工作物の除去等に伴い発生する建設副産物は、建設発生土が主であり、現場内での再利用が考えられる一方、工事に伴って発生する建設副産物を、都市計画対象道路事業実施区域外に搬出し影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。		

※：存在・供用は、土地又は工作物の存在及び供用を示す。(以下、「存在・供用」とする。)

注1：選定項目を示す記号等の意味は以下のとおり。

表中の○印は国交省令における参考項目。●印は参考項目以外の項目。空欄は非選定の項目。太枠は計画段階環境配慮書選定項目に順ずる項目。

注2：ここで用いている用語は、国交省令に基づき、以下のとおりである。

「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

表 8.2(1)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子 状物質	工事の実施 (建設機械 の稼働)	対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。 工事の実施に伴う建設機械の稼働により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。 2. 大気質（二酸化窒素等）の状況 調査区域には、一般環境大気測定局として伊那測定局がある。 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.021ppm、浮遊粒子状物質の年間2%除外値は0.048mg/m ³ であり、いずれの測定局も環境基準を達成している。	1. 調査する情報 1) 二酸化窒素(NO ₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の濃度の状況（年平均値） 2) 気象の状況（風向・風速の年間データ） 2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。 現地調査のうち二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況については環境基準に規定する測定方法により行う。 風向・風速は「地上気象観測指針」（1993年、気象庁）に基づく方法により行う。また、測定高さは原則として地上10mとする。 3. 調査地域 大気質に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等の環境保全対象が立地する地域を基本とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市大田切、宮田村大久保、伊那市田原、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。 4. 調査地点 予測地点に対応させ、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所ごとに選定する。 地点の選定にあたっては、下記の事項に留意する。 ・調査に必要な敷地を有する場所 ・当該道路供用後に影響があると予想される範囲 ・周辺の別な発生源による影響を受けにくい場所 ・地域を代表する地点 5. 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間の連続測定とし1時間ごとの値を測定する。	1. 予測の手法 拡散式は、正規型プルーム式及び積分型簡易パフ式を用い、予測は年平均値で行う。 2. 予測地域 調査地域のうち、影響範囲内で住居等の環境保全対象が立地する地域及び立地することが予想される地域を選定する。 3. 予測地点 予測地域の中から、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から選定する。 ・建設機械の稼働 予測高さは、原則として工事施工ヤードの敷地の境界線上の地上1.5mとする。 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 予測高さは、原則として工事用道路の敷地の境界線上の地上1.5mとする。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とする。	自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 また、「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」との整合が図られているか否かについても評価する。	事業特性、地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定した。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。 工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。					

表 8.2(2) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子 状物質	存在・供用 (自動車の 走行)	<p>対象道路は第3種第2級の一般国道であり、車線数4車線、設計速度60km/時で計画されている。</p> <p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>対象道路を走行する自動車により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 大気質（二酸化窒素等）の状況 調査区域には、一般環境大気測定局として伊那測定局がある。</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.021ppm、浮遊粒子状物質の年間2%除外値は0.048mg/m³であり、いずれの測定局も環境基準を達成している。</p> <p>3. 気象の状況 調査区域には、伊那地域気象観測所があり、風向・風速の観測が行われている。</p> <p>過去10年間の最多風向は南南西で、平均風速は2.6m/sである。</p>	<p>1. 調査する情報 1) 二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の濃度の状況(年平均値) 2) 気象の状況(風向・風速の年間データ)</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>現地調査のうち二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況については環境基準に規定する測定方法により行う。</p> <p>風向・風速は「地上気象観測指針」(1993年、気象庁)に基づく方法により行う。また、測定高さは原則として地上10mとする。</p> <p>3. 調査地域 大気質に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等の環境保全対象が立地する地域を基本とする。</p> <p>現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市大田切、宮田村大久保、伊那市田原、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 予測地点に対応させ、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所ごとに選定する。</p> <p>地点の選定にあたっては、下記の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に必要な敷地を有する場所 ・当該道路供用後に影響があると予想される範囲 ・周辺の別な発生源による影響を受けにくい場所 ・地域を代表する地点 <p>5. 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間の連続測定とし1時間ごとの値を測定する。</p>	<p>1. 予測の手法 拡散式は、正規型プルーム式及び積分型簡易パフ式を用い、予測は年平均値で行う。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、影響範囲内で住居等の環境保全対象が立地する地域及び立地することが予想される地域を選定する。</p> <p>3. 予測地点 予測地域の中から、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から選定する。予測高さは、原則として地上1.5mとする。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p>	<p>自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>また、「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性及び計画段階環境配慮書の検討を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(3)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
大気質	粉じん等	工事の実施 (建設機械 の稼働)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 建設機械の稼働によ り、粉じん等の影響 が考えられる。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮 田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住 居等が存在し、平地部の各所に住居 等が点在している。 2. 気象の状況 調査区域には、伊那地域気象観測 所があり、風向・風速の観測が行わ れている。 過去10年間の最多風向は南南西 で、平均風速は2.6m/sである。	1. 調査する情報 気象の状況（風向・風速の季節別データ） 2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析を行う。 風向・風速は「地上気象観測指針」（1993年、気象庁）に基 づく方法により行う。また、測定高さは原則として地上10mと する。 なお、本調査については、基本的に自動車の走行に係る大気 質における風向・風速の測定結果を活用する。 3. 調査地域 大気質に関する環境影響を受けるおそれがあると認められ る地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見 込まれる地域とする。 4. 調査地点 予測地点ごとに対応させ、調査地域を代表する気象状況が得 られる箇所を選定する。 5. 調査期間等 春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の測定を基本とする。 調査時間帯は、建設機械の稼働による環境影響の予測に必要 な時間帯とする。	1. 予測の手法 工事の実施に伴い発生する粉じん 等に関する事例の引用又は解析によ り得られた経験式を基本とする手法 により予測を行う。 2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。 3. 予測地点 予測地域のうち、住居等の近くで建 設機械による粉じん等の発生量が最 も多くなると予想される箇所付近を 予測地点として選定する。 ・ 建設機械の稼働 予測高さは、原則として工事施工ヤ ードの敷地の境界線上の地上1.5mと する。 ・ 資材及び機械の運搬に用いる車両 の運行 予測高さは、原則として工事用道路 の敷地の境界線上の地上1.5mとする。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も 大きくなると予想される時期とする。 また、資材及び機械の運搬に用いる車 両の平均日交通量が最大になると予 想される時期とする。	工事の実施に伴い発 生する粉じん等の影響 が、事業者により実行 可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。 なお、工事寄与の予 測結果に対し、降下ば いじんに係る参考値 (10t/km ² /月)との整合 が図られているかどう かについて検討する。	事業特性、地 域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。
		工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行 により、粉じん等の 影響が考えられる。					

表 8.2(4) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
騒音	騒音	工事の実施 (建設機械 の稼働)	対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。 工事の実施に伴う建設機械の稼働により、建設作業騒音の影響が考えられる。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。 2. 騒音の状況 調査区域には、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定地域及び騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規制区域がある。	1. 調査する情報 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況 2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。現地調査は騒音規制法の規定により、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法により把握する。 地表面の状況については、現地踏査による目視により行う。 3. 調査地域 騒音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。 4. 調査地点 予測代表断面に対応させ、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所ごとに選定する。 5. 調査期間等 環境騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。	1. 予測の手法 建設機械の稼働に伴い発生する騒音に関する音の伝搬理論に基づく予測式により予測を行う。 予測式は、日本音響学会式の「ASJ CN-Model 2002」の工種別予測手法を用いる手法を原則とし、ユニットのA特性実効パワーレベル (L_{Waff}) を計算し、評価指標である騒音レベルの90%レンジの上端値 L_5 (L_{Aeq}) に変換する。 2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。 3. 予測地点 予測地域のうち、住居等の近くで建設機械による騒音の影響が最も大きくなると予想される箇所付近の工事敷地境界を基本として設定する。 予測地点の高度は、原則として地上1.2mとする。 4. 予測対象時期等 工事区分ごとに環境影響が最も大きくなると想定される時期とする。	建設機械の稼働に伴い発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行うことができる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 また、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合が図られているか否かについての評価も行う。	事業特性、地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。

表 8.2(5) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
騒音	騒音	工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	対象道路は、土工及 び橋梁、高架構造によ り施工される予定で ある。 工事の実施に伴う 資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行 により、道路交通騒音 の影響が考えられる。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮 田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住 居等が存在し、平地部の各所に住居 等が点在している。 2. 騒音の状況 調査区域では、3地点で自動車騒音 調査が実施されており、このうち環 境基準等による地域の類型及び規制 地域が指定されている1地点では、環 境基準及び自動車騒音の限度（要請 限度）を達成している。 調査区域には、環境基本法に基づ く騒音に係る環境基準の類型指定地 域及び騒音規制法に基づく自動車騒 音に関する規制区域がある。	1. 調査する情報 1) 騒音の状況 2) 資材及び機械の運搬に用いる車輛の運行が予想される道路 の沿道の状況 2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析を行う。 現地調査は環境基準に規定する測定方法により等価騒音レ ベル（ L_{Aeq} ）の測定を行う。 沿道の状況については、現地踏査による目視により行う。 3. 調査地域 騒音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる 地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込 まれる地域とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村 大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周 辺より選定することが考えられる。 4. 調査地点 予測代表断面に対応させ、調査地域を代表する騒音の状況、 地表面の状況が得られる箇所ごとに選定する。 5. 調査期間等 騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日の資材及び機 械の運搬による車両の運行による環境影響の予測に必要な時 間帯とする。	1. 予測の手法 既存道路の現況騒音レベル（ L_{Aeq} ） に、工事車両の影響を加味した式を用 いて、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）を予測 する。 2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。 3. 予測地点 工事用道路の接続が想定される既 存道路の予測代表断面における敷地 の境界線を基本とし、高さは原則とし て地上1.2mとする。 4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両 の台数が最大になると予想される時 期とする。	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行に 伴い発生する騒音の影 響が、事業者により実 行可能な範囲内ででき る限り回避され、又は 低減されており、必要 に応じその他の方法に より環境保全について の配慮が適正になされ ているかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。 また、参考値として、 「騒音に係る環境基準 環境基準について」と の整合が図られている か否かについての評価 も行う。	事業特性、地 域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。

表 8.2(6) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
騒音	騒音	存在・供用 (自動車の 走行)	<p>対象道路は第3種第2級の一般国道であり、車線数4車線、設計速度60km/時で計画されている。</p> <p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>対象道路を走行する自動車により、道路交通騒音の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 騒音の状況 調査区域では、3地点で自動車騒音調査が実施されており、このうち環境基準等による地域の類型及び規制地域が指定されている1地点では、環境基準及び自動車騒音の限度（要請限度）を達成している。</p> <p>調査区域には、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報 1) 騒音の状況 (L_{Aeq}) 2) 都市計画対象道路事業により供用される道路の沿道の状況 (1) 住居等の平均階数、騒音の影響を受けやすい面の位置 (2) 地表面の種類(草地、裸地、芝地、舗装地) (3) 建物の立地密度(建物背後に予測地点を設定する場合)</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行います。現地調査は環境基準に規定する測定方法JIS Z 8731により等価騒音レベル (L_{Aeq}) の測定を行う。 沿道の状況は現地踏査による目視により行う。</p> <p>3. 調査地域 騒音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは立地する見込みがある地域とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 調査地域を代表する騒音の状況、道路の沿道の状況が得られる地点を選定する。</p> <p>5. 調査期間等 騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とする。</p>	<p>1. 予測の手法 日本音響学会式 (ASJ RTN Model 2013) により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を予測する。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 予測地域のうち、道路の構造及び住居等の配置の状況から、予測地域を代表する位置とし、騒音に係る環境基準に規定された幹線道路近接空間と背後地の各々に設定する。 予測地点の高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の各階の平均的な高さとする。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p>	<p>自動車の走行に伴い発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 また、「騒音に係る環境基準について」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性及び計画段階環境配慮書の検討を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(7)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
振動	振動	工事の実施 (建設機械 の稼働)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う建設機械の稼働により、建設作業振動の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 振動の状況 調査区域には、振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準の規制区域がある。</p> <p>3. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地が続く状況である。</p> <p>調査区域の地質は、低地・台地・山麓地で堆積岩類が、山地部分で付加体が広く分布する。また、火成岩類や変成岩類の分布が、山地部分に点在する。</p>	<p>1. 調査する情報 地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査（現地踏査）による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>地盤の状況については、現地踏査による目視を行う。</p> <p>3. 調査地域 振動に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> <p>現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 予測代表断面に対応させ、代表する地盤の状況が得られる箇所ごとに選定する。</p> <p>5. 調査期間等 地盤の状況を適切に把握できる時期に実施するものとする。</p>	<p>1. 予測の手法 建設機械の稼働に伴い発生する振動に関する事例の引用又は解析によりにより得られた式を基本とする手法により予測を行う。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 予測地域のうち、住居等の近くで建設機械による振動の影響が最も大きくなると予想される箇所付近の工事敷地境界を予測地点として設定する。</p> <p>4. 予測対象時期等 工事区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。</p>	<p>建設機械の稼働に伴い発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行うことができる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>また、「振動規制法施行規則」第十一条に規定される「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(8)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
振動	振動	工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行 により、道路交通振 動の影響が考えられ る。	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮 田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住 居等が存在し、平地部の各所に住居 等が点在する。</p> <p>2. 振動の状況 調査区域には、振動規制法に基づ く道路交通振動の限度の指定区域が ある。</p> <p>3. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。</p>	<p>1. 調査する情報 1) 振動の状況 2) 地盤の状況</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析を行う。 振動の状況については、振動規制法に規定する測定方法によ り振動レベルの80%レンジの上端値(L₁₀)の測定を行う。 地盤の状況については現地踏査による目視を行う。</p> <p>3. 調査地域 工事用道路の接続が想定される既存道路の振動に関する環 境影響を受けるおそれがあると認められる地域において住居 等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村 大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周 辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 接続が想定される既存道路の予測代表断面に対応させ、代表 的な振動の状況、地盤の状況が得られる箇所ごとに選定する。</p> <p>5. 調査期間等 振動の状況は、1年間を通じて平均的な状況を呈すると考え られる1日について、工事車両の運行が想定される時間帯にお いて昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回の測定を4回行 う。</p>	<p>1. 予測の手法 「振動レベルの80%レンジの上端値 (L₁₀)を予測するための式」(建設 省土木研究所提案式)を用い、既存道 路の現況の振動レベルの値と合成し、 予測する。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 工事用道路の接続が想定される既 存道路の予測代表断面における敷地 の境界線を基本とする。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両 台数が最大となる時期とする。</p>	<p>資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行に 伴い発生する振動の影 響が、事業者により実 行可能な範囲内でき る限り回避され、又は 低減されており、必要 に応じその他の方法に より環境保全につい ての配慮が適正になさ れているかどうかにつ いて、見解を明らかに することにより行う。 また、参考値として、 「振動規制法施行規 則」第十二条に規定さ れる「道路交通振動の 限度」との整合が図ら れているか否かにつ いても評価する。</p>	<p>事業特性、地 域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。</p>

表 8.2(9) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
振動	振動	存在・供用 (自動車の 走行)	<p>対象道路は第3種第2級の一般国道であり、車線数4車線、設計速度60km/時で計画されている。</p> <p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>対象道路を走行する自動車により道路交通振動の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 振動の状況 調査区域には、振動規制法に基づく道路交通振動の限度の指定区域がある。</p> <p>3. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地が続く状況である。</p> <p>調査区域の地質は、低地・台地・山麓地で堆積岩類が、山地部分で付加体が広く分布する。また、火成岩類や変成岩類の分布が、山地部分に点在する。</p>	<p>1. 調査する情報 1) 振動の状況 2) 地盤の状況（地盤種別、地盤卓越振動数）</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>振動の状況については、現地調査にて行い、振動規制法に規定する測定方法により振動レベルの80%レンジの上端値（L_{10}）の測定を行う。</p> <p>地盤の状況については、地盤種別については、現地踏査による目視により、地盤卓越振動数（大型車走行時の地盤振動の周波数分析）については現地調査により行う。</p> <p>3. 調査地域 振動に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等の環境保全対象が立地する地域あるいは立地が予定される地域とする。</p> <p>現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる地点を選定する。</p> <p>5. 調査期間等 振動の状況は、1年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回の測定を4回行う。</p> <p>地盤卓越振動数は、大型車の通行時に10回以上測定する。</p>	<p>1. 予測の手法 「振動レベルの80%レンジの上端値（L_{10}）を予測するための式」（建設省土木研究所提案式）を用いた計算により予測を行う。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 対象道路において道路構造、交通条件が変化すると共に住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定する。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p>	<p>自動車の走行に伴い発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>また、「振動規制法施行規則」第十二条に規定される「道路交通振動の限度」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性及び計画段階環境配慮書の検討を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(10) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
低周波音	低周波音	存在・供用 (自動車の 走行)	<p>対象道路は第3種第2級の一般国道であり、車線数4車線、設計速度60km/時で計画されている。</p> <p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>橋若しくは高架が想定される区間を走行する自動車により低周波音の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在する。</p>	<p>1. 調査する情報 住居等の配置の状況</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>3. 調査地域 道路構造が橋若しくは高架となると想定され、かつ、低周波音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域に住居等の保全対象が立地又は立地が計画されている地域とする。 想定される調査地域は、駒ヶ根市大田切の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査期間等 騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日とする。</p>	<p>1. 予測の手法 既存調査結果より導かれた予測式による方法あるいは類似する既存の橋若しくは高架の現地実測調査結果から都市計画対象道路事業の低周波音圧レベルを予測する方法を用いる。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 橋若しくは高架の区間ごとに、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して、原則として道路境界地上1.2mを代表地点として選定する。</p> <p>4. 予測対象時期 計画交通量の見込まれる時期とする。</p>	<p>自動車の走行に伴い発生する低周波音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>なお、以下に示す参考値との整合が図られているかどうかについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般環境中に存在する低周波音レベル(1～80Hzの50%時間率音圧レベル(L₅₀)90dB) ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベル(1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル(L_{G5})100dB) 	<p>事業特性、地域特性及び計画段階環境配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(11)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水質	水の濁り	工事の実施 (切土工等 又は既存の 工作物の除 去等、工事 施工ヤード の設置及び 工事用道路 等の設置)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置により水の濁りの影響が考えられる。</p>	<p>1. 水象の状況</p> <p>事業実施区域には、天竜川水系の太田切川、小田切川、大沢川(宮田村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、三峰川の公共用水域が存在する。</p> <p>2. 水質の状況</p> <p>調査区域及びその周囲では、天竜川及び三峰川の3地点で公共用水域の水質測定が実施されており、浮遊物質量は2地点において環境基準を達成していない。</p> <p>調査区域には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定地域及び水質汚濁防止法の上乗せ排水基準の指定区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1)水質の状況</p> <p>2)水象の状況</p> <p>3)気象(降雨)の状況</p> <p>4)土質の状況</p> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行います。</p> <p>浮遊物質量の情報は、「水質汚濁に係る環境基準について」に規定された測定方法により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とし、通過する6河川とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び切土工等又は既存の工作物の除去による水の濁りに係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び切土工等又は既存の工作物の除去による水の濁りに係る環境影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期とする。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する水の濁りに関する事例の引用又は解析による手法により予測する。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。</p>	<p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する水の濁りの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性の状況を踏まえ、技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(12)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水質	水の濁り	工事の実施 (水底の掘削)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う水底の掘削により水の濁りの影響が考えられる。</p>	<p>1. 水象の状況</p> <p>事業実施区域には、天竜川水系の太田切川、小田切川、大沢川(宮田村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、三峰川の公共用水域が存在する。</p> <p>2. 水質の状況</p> <p>調査区域及びその周囲では、天竜川及び三峰川の3地点で公共用水域の水質測定が実施されており、浮遊物質量は2地点において環境基準を達成していない。</p> <p>調査区域には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定地域及び水質汚濁防止法の上乗せ排水基準の指定区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1)水質の状況</p> <p>2)水象の状況</p> <p>3)水底の土砂の状況</p> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行います。</p> <p>浮遊物質量の情報は、「水質汚濁に係る環境基準について」に規定された測定方法により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とし、通過する6河川とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水底の掘削による水の濁りに係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水底の掘削による水の濁りに係る環境影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期とする。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>水底の掘削に伴い発生する水の濁りに関する事例の引用又は解析による手法により予測する。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水底の掘削による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>水底の掘削による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。</p>	<p>水底の掘削に伴い発生する水の濁りの影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性の状況を踏まえ、技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(13)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水質	水の汚れ	工事の実施 (水底の掘削)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う水底の掘削(橋脚の設置)により水の汚れ(水素イオン濃度)の影響が考えられる。</p>	<p>1. 水象の状況</p> <p>事業実施区域には、天竜川水系の太田切川、小田切川、大沢川(宮田村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、三峰川の公共用水域が存在する。</p> <p>2. 水質の状況</p> <p>調査区域及びその周辺では、天竜川及び三峰川の3地点で公共用水域の水質測定が実施されており、水素イオン濃度は2地点において環境基準を達成していない。</p> <p>調査区域には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定地域及び水質汚濁防止法の上乗せ排水基準の指定区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1) 水質及び水象の状況</p> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>水素イオン濃度の情報は、「水質汚濁に係る環境基準について」に規定された測定方法により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とし、通過する6河川とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地域における水底の掘削による水の汚れに係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査地域における水底の掘削による水の汚れに係る環境影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期とする。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>水底の掘削に伴い発生する水の汚れに関する行為及び原因を明らかにする定性的な予測手法、又は事例の引用又は解析による手法により予測する。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水底の掘削による水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>水底の掘削による水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>水底の掘削による水の汚れに係る環境影響が最大となる時期とする。</p>	<p>水底の掘削に伴い発生する水の汚れの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性の状況を踏まえ、長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定した。</p>

表 8.2(14) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水象	河川	工事の実施 (切土工等 又は既存の 工作物の除 去等)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 切土工等により河川 流量への影響が考え られる。	1. 水象の状況 事業実施区域には、天竜川水系の 太田切川、小田切川、大沢川(宮田 村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那 市)、三峰川の公共用水域が存在す る。 2. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。	1. 調査する情報 1) 流量 2) 流況 3) 浸食・堆砂の状況 4) 水道水源の状況 2. 調査の手法 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理・ 解析を行う。 文献その他の資料がない場合又は不備な場合には、現地調査 として、必要に応じて流量、流況、浸食・堆砂の状況の調査を 行う。 3. 調査地域 河川流量の変動の影響を受けるおそれがあると想定される 地域とする。 4. 調査地点 流量、流況、浸食・堆砂の状況を的確に把握できる地点とす る。 5. 調査期間等 流量、流況、浸食・堆砂の状況を的確に把握できる期間及び 時期とする。	1. 予測の手法 工事の実施及び道路の存在による 河川流量の変動に関する事例の引用 又は解析による手法により予測する。 2. 予測地域 地質の状況等から河川流量の変動 の影響を受けるおそれのある地域と する。 3. 予測地点 地質の状況等から河川流量の変動 を的確に把握できる地点とする。 4. 予測対象時期等 河川流量への影響が最大となる時 期とする。	対象道路の存在によ る河川流量の変動の影 響が、事業者により実 行可能な範囲内ででき る限り回避され、又は 低減されており、必要 に応じその他の方法に より環境保全について の配慮が適正になされ ているかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性及び 地域特性の状況 を踏まえ、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、河川流量への 影響が考えられる。					

表 8.2(15) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水象	地下水	工事の実施 (切土工等 又は既の工 作物の除去 等)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 切土工等又は既の工 作物の除去等により 地下水の水位への影 響が考えられる	1. 水象の状況 事業実施区域には、天竜川水系の 太田切川、小田切川、大沢川(宮田 村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那 市)、三峰川の公共用水域が存在す る。 2. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。	1. 調査する情報 1) 地下水位の状況 2) 帯水層の地質・水理の状況 3) 水象の状況 2. 調査の手法 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理・ 解析を行う。 文献その他の資料がない場合又は不備な場合には、現地調査 として、必要に応じて地下水観測調査、地質・水理調査、土質 調査を実施する。 3. 調査地域 地下水の変動の影響を受けるおそれがあると想定される地 域とする。 4. 調査地点 地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況を的確に把握でき る地点とする。 5. 調査期間等 地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況を的確に把握でき る期間及び時期とする。	1. 予測の手法 工事の実施及び道路の存在による 地下水の変動に関する事例の引用又 は解析による手法により予測する。 2. 予測地域 地質の状況等から地下水の変動の 影響を受けるおそれのある地域とす る。 3. 予測地点 地質の状況等から地下水の変動を 的確に把握できる地点とする。 4. 予測対象時期等 地下水の水位への影響が最大とな る時期とする。	対象道路の存在によ る地下水の変動の影響 が、事業者により実行 可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性及び 地域特性の状況 を踏まえ、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、地下水の水位 への影響が考えられ る。					

表 8.2(16)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
地形及び 地質	重要な地 形及び地 質	工事の実施 (工事施工 ヤードの設 置及び工事 用道路等の 設置)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 工事施工ヤード及び 工事用道路等の設置 により、重要な地形 及び地質への影響が 考えられる。	1. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。	1. 調査する情報 1) 地形及び地質の概況 2) 重要な地形及び地質の分布、状態および特性 2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析を行う。 3. 調査地域 影響範囲や重要な地形及び地質が分布する箇所の地形状況 や地質状況並びに都市計画対象道路事業実施区域の位置関係 等から、予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を把握でき る地点とする。 4. 調査地点 調査地域の中で代表的な調査ルートを選定し、その中で、重 要な地形及び地質の特性を適切に把握できる地点並びに重要 な地形及び地質の変化が把握できる地点とする。 5. 調査期間等 地形・地質の状況を適切かつ効果的に把握できる時期とす る。	1. 予測の手法 道路構造(工事施工ヤード及び工事 用道路等の位置)及び重要な地形及び 地質の分布範囲から、重要な地形及び 地質が改変される区間及びその程度 を把握する。 次に、それらが重要な地形及び地質 に及ぼす影響の程度を、科学的な知見 や類似事例を参考に予測する。 2. 予測地域 調査地域のうち、都市計画対象道路 事業の実施に伴い、重要な地形及び地 質に影響を及ぼす範囲とする。 3. 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえ、影響 を的確に把握できる時期とする。	工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の設 置及び対象道路の存在 による地形への影響 が、事業者により実行 可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性、地 域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。
		存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在及び道路 (嵩上式) の存在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、重要な地形及 び地質への影響が考 えられる。	2. 重要な地形及び地質の状況 調査区域には、重要な地形及び地 質として「天竜川右岸の河岸段丘と 新規断層」が分布している。これら の重要な地形及び地質は、事業実施 区域及びその周辺にも分布してい る。				

表 8.2(17)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
その他の 環境要素	日照障害	存在・供用 (道路（嵩 上式）の存 在)	<p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>道路構造が嵩上式となる区間において、対象道路の存在による日照障害の影響が考えられる。</p>	<p>1. 土地利用の状況</p> <p>調査区域は、低地部及び台地部に水田、畑地、住宅地、商業地及び開放水域が、河岸段丘等の丘陵地や山地部に林地が主に分布し、商業地及び商業地のまとまりが、駒ヶ根駅、宮田駅、伊那市駅の周辺と国道153号の沿道で見られる。</p> <p>2. 住居等保全対象の状況</p> <p>調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>3. 地形の状況</p> <p>調査区域の地形は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地が続く状況である。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1) 土地利用の状況</p> <p>(1) 住居等の立地状況</p> <p>(2) 周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす中高層建築物の位置</p> <p>2) 地形の状況</p> <p>(1) 住居等の立地する土地の高さ、傾斜等</p> <p>(2) 周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす地形の位置</p> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>高架構造物の周辺地域において、日照障害を及ぼすと予想される範囲（冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲）を含む地域とします。</p> <p>想定される調査地域は、駒ヶ根市大田切の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況に係る調査する情報を適切に把握することができる時期とし、日影の影響は冬至日とする。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図により予測を行います。予測式は、太陽の高度・方位及び高架構造物の高さ・方位等を用いた式を用いる。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、住居等の保全対象、又は将来これらの立地予定がある箇所を含む区域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>対象道路の沿道状況、対象道路と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点を設定する。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>道路（嵩上式）の設置が完了する時期の冬至日とする。</p>	<p>対象道路の存在による日照障害の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性、地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(18)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息地	工事の実施 (建設機械 の稼働、工 事施工ヤードの設置及 び工事用道 路等の設 置)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 建設機械の稼働、工 事施工ヤードの設 置、工事用道路等の 設置により、重要な 動物への影響が考え られる。	1. 動物の生息基盤の状況（水象、土 壤、地形及び地質、土地利用の状況） 1) 水象の状況 調査区域には、天竜川水系の太田 切川、小田切川、大沢川(宮田村)、 堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、 三峰川の公共用水域が存在する。 2) 土壌の状況 調査区域の土壌は、河川沿いに灰 色低地土壌、そこから山間部に向か う台地上に黒ボク土壌及び多湿黒ボ ク土壌、山間部で褐色森林土壌の分 布が見られ、天竜川東岸と西岸と同 様に分布する。 3) 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。 4) 土地利用の状況 調査区域は、低地部及び台地部に 水田、畑地、住宅地、商業地及び開 放水域が、河岸段丘等の丘陵地や山 地部に林地が主に分布し、商業地及 び商業地のまとまりが、駒ヶ根駅、 宮田駅、伊那市駅の周辺と国道153号 の沿道で見られる。 2. 動物の状況 調査区域及びその周辺地域では、 法律、条例等の指定種やレッドデー タブック（環境省、長野県）等の掲 載種に該当する重要な動物として、 哺乳類が12種、鳥類が59種、両生類が 6種、爬虫類が3種、魚類が18種、昆 虫類が135種、底生動物が20種、陸産 貝類が1種の確認記録がある。なお、 クモ類においては重要な種の確認記 録はない。	1. 調査する情報 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態及び分布の状況 ・重要な種等の生息の状況 ・重要な種等の生息環境の状況 2. 調査の手法 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に 応じて個体の採取による方法とする。この場合、できる限り環 境への影響が少ない、直接観察、捕獲採取、痕跡確認等の調査 方法とする。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握する。 ・重要な種の分布状況及び生息状況 「(1)動物相の状況」と同じとする。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地踏査により微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を 目視確認する方法とする。 3. 調査地域 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から概ね500m の範囲を目安に設定します。ただし、行動圏が特に広い動物を 対象とする場合には、必要に応じ適宜拡大する。 4. 調査地点 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又 は経路を設定する。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域において重要な種等が 生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定する。 5. 調査期間等 調査期間は1年間を基本とする。 動物相の状況は春夏秋冬の4季調査することを基本とし、そ こに生息する動物を確認しやすい時期とする。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい 時期とする。 調査の時間帯は、動物及び重要な種等を確認しやすい時間帯 とする。	1. 予測の手法 道路構造（工事施工ヤード及び工事 用道路等の位置）と重要な種及び注目 すべき生息地の分布範囲から、生息地 が消失・縮小する区間及び重要な種等 の移動経路が分断される区間並びに その程度を把握する。 次に、それらが重要な種等の生息に 及ぼす影響の程度を、科学的な知見や 類似事例を参考に予測する。 併せて、工事の実施及び道路の存在 において重要な種等に及ぼす影響に ついて、影響の程度を、科学的な知見 や類似事例を参考に予測する。 2. 予測地域 調査地域のうち、都市計画対象道路 事業の実施に伴い、重要な種の生息地 又は注目すべき生息地の環境が消 失・縮小による影響、又は質的变化に よる影響を受ける可能性のある範囲 を設定する。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種の生態や注 目すべき生息地の特性を踏まえ、影響 が最大となる時期とする。	工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の設 置及び対象道路の存在 による動物への影響 が、事業者により実行 可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性、地 域特性及び計画 段階環境配慮書 の検討を踏ま え、国交省令、 技術手法、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在及び道路 (嵩上式) の存在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、重要な動物へ の影響が考えられ る。					

表 8.2(19)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
植物	重要な種 及び群落	工事の実施 (工事施工 ヤードの設 置)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う	1. 植物の生息基盤の状況（水象、土 壤、地形及び地質、土地利用の状況） 1) 水象の状況 調査区域には、天竜川水系の太田 切川、小田切川、大沢川(宮田村)、 堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、 三峰川の公共用水域が存在する。 2) 土壌の状況 調査区域の土壌は、河川沿いに灰 色低地土壌、そこから山間部に向か う台地上に黒ボク土壌及び多湿黒ボ ク土壌、山間部で褐色森林土壌の分 布が見られ、天竜川東岸と西岸で同 様に分布する。 3) 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。 4) 土地利用の状況 調査区域は、低地部及び台地部に 水田、畑地、住宅地、商業地及び開 放水域が、河岸段丘等の丘陵地や山 地部に林地が主に分布し、商業地及 び商業地のまとまりが、駒ヶ根駅、 宮田駅、伊那市駅の周辺と国道153号 の沿道で見られる。 2. 植物の状況 調査区域及びその周辺地域では、 法律、条例等の指定種やレッドデー タブック（環境省、長野県）等の掲 載種に該当する重要な植物群落及び 重要な植物等として、重要な植物群 落等は28件（天然記念物が13件、巨 樹が13件、巨樹林が9件、重要な植物 群落が1件）、重要な植物種が252種 （維管束植物194種、非維管束植物58 種）の確認記録がある。 事業実施区域及びその周辺には、 天然記念物や巨樹・巨木林が3箇所存 在する。	1. 調査する情報 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種及び群落の生態 ・重要な種及び群落の分布状況 ・重要な種及び群落の生育状況 ・重要な種及び群落の生育環境(土壌含む)の状況 ・ 2. 調査の手法 1) 植物相の状況 現地調査により、個体の目視、必要に応じて個体の採取によ る方法とします。この場合、できる限り環境への影響が少ない 調査方法とする。 2) 植物群落の状況 現地調査により、植物社会学的調査による方法とする。 3) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種及び群落の生態 凶鑑、研究論文、その他の資料により把握する。 ・重要な種及び群落の分布状況並びに生息状況 「(1)植物相の状況、2)植物群落の状況」と同じとする。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地踏査により微地形及び水系等を目視確認する方法とす る。 3. 調査地域 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部からおおむね 200mの範囲を目安に設定する。 4. 調査地点 1) 植物相及び植生の状況 調査地域に生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調 査地点又は経路を設定する。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において重要な 種・群落が生育する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設 定する。 5. 調査期間等 調査期間は1年間を基本とする。 1) 植物相の状況 植物相の状況は春夏秋の3季調査することを基本とし、そこ に生育する植物を確認しやすい時期とする。 2) 植生の状況 春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植生の 状況を確認しやすい時期とする。 3) 重要な種及び群落の状況 重要な種及び群落の生態を踏まえ、その生育の状況を確認し やすい時期とする。 調査の時間帯は、昼間を基本とする。	1. 予測の手法 道路構造（工事施工ヤード及び工事 用道路等の位置）と重要な種及び群落 の分布範囲から、生育地が消失・縮小 する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが重要な種及び群落の 生育に及ぼす影響の程度を、科学的な 知見や類似事例を参考に予測します。 併せて、工事の実施及び道路の存在に おいて重要な種等に及ぼす影響につ いて、影響の程度を、科学的な知見や 類似事例を参考に予測する。 2. 予測地域 調査地域のうち、都市計画対象道路 事業の実施に伴い、重要な種及び群落 の生育地の環境が消失・縮小による影 響、又は質的变化による影響を受ける 可能性のある範囲を設定する。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種の生態や注 目すべき生息地の特性を踏まえ、影響 が最大となる時期とする。	工事施工ヤードの設 置、工所用道路等の設 置及び対象道路の存在 による植物への影響 が、事業者により実行 可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性、地 域特性及び計画 段階環境配慮書 の検討を踏ま え、国交省令、 技術手法、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		工事の実施 (工所用道 路等の設 置)	工事施工ヤードの設 置、工所用道路等の 設により、重要な植 物への影響が考えら れる。					
		存在・供用 (道路（地 表式又は掘 割式）の存 在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、重要な植物へ の影響が考えられ る。					
		存在・供用 (道路（嵩 上式）の存 在)						

表 8.2(20) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
生態系	地域を特 徴づける 生態系	工事の実施 (工事施工 ヤードの設 置及び工事 用道路等の 設置)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の 設置により、地域を 特徴づける生態系へ の影響が考えられ る。	1. 自然環境の類型区分 調査区域の自然環境は、山地が2類 型に、台地・低地が3類型、河川が2類 型、合計7類型に類型区分される。 2. 生態系の状況 調査区域における地域を特徴づけ る生態系の構成種のうち、各生息・生 育環境の注目種の候補を以下に示 す。 【樹林地】 上位性：オオタカ、ノスリ 典型性：ムササビ、ニホンリス、 タヌキ、ムクドリ、ヒヨドリ、キ ジバト、カジカガエル、エゾセミ、 オオムラサキ、アカマツ群落、カ スマザクラ - コナラ群落 【疎林・林縁・草地】 上位性：チョウゲンボウ、キツネ 典型性：ムクドリ、ヒヨドリ、キ ジバト、ウグイス、シュレーゲル アオガエル、トンボ類、シオヤア ブ、オオムラサキ、伐跡群落、牧 草地 【農耕地】 上位性：チョウゲンボウ、サギ類 典型性：モズ、シュレーゲルア オガエル、ミナミメダカ、ドジョウ 類、トンボ類、ヘイケボタル、水 田雑草群落、畑地雑草群落 【河川】 上位性：ヤマセミ、カワセミ 典型性：カヤネズミ、カモ類、オ オヨシキリ、カジカガエル、シュ レーゲルアオガエル、ウグイ、サ ツキマス (アマゴ)、トンボ類、 ミヤマシジミ、ヤナギ低木群落、 自然裸地	1. 調査する情報 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・ 動植物に係る概況 ・ その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・ 注目種等の生態 ・ 注目種等と他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・ 注目種等の分布状況 ・ 注目種等の生息・生育の状況 ・ 注目種等の生息環境もしくは生育環境 2. 調査の手法 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (1) 動植物に係る概況 現地調査は、個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応 じて個体の採取による方法とする。この場合、できる限り環境へ の影響が少ない調査方法とする。 (2) その他の自然環境に係る概況 現地踏査により微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目 視確認する方法とする。植物群落については、「植物」の調査結 果を利用するものとする。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 (1) 注目種・群集の生態、他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生 の関係 図鑑、研究論文、その他の資料により把握する。 (2) 注目種等の分布状況、注目種等の生息・生育の状況 「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結 果を活用するものとする。 (3) 注目種等の生息環境もしくは生育環境 「(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) その他の自然環境 に係る概況」と同じとする。	1. 予測の手法 道路構造 (工事施工ヤード及び工事 用道路等の位置) 並びに注目種等の生 息・生育基盤及び注目種・群集の分布 から、生息、生育基盤が縮小する区間 及び移動経路が分断される区間並び にその程度を把握する。併せて、工事 の実施及び道路の存在において及ぼ す影響を把握する。 次に、それらが注目種・群集の生 息・生育状況の変化及びそれに伴う動 植物相を含む地域を特徴づける生態 系に及ぼす影響の程度を、注目種・群 集の生態並びに注目種・群集と他の動 植物の関係を踏まえ、科学的な知見や 類似事例の引用その他の手法により 予測する。 2. 予測地域 調査地域のうち、動植物の生息・生 育の特性を踏まえて、注目種・群集の 生息・生育環境に係る環境影響を受け るおそれがある地域を予測地域とす る。 3. 予測対象時期等 事業特性及び注目種等の生態や特 性を踏まえ、影響が生じるおそれのあ る時期とする。	工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の設 置及び対象道路の存在 による地域を特徴づけ る生態系への影響が、 事業者により実行可能 な範囲内でのできる限り 回避され、又は低減さ れており、必要に応じ その他の方法により環 境保全についての配慮 が適正になされている かどうかについて、見 解を明らかにすること により行う。	事業特性、地 域特性及び計画 段階環境配慮書 の検討を踏ま え、国交省令、 技術手法、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		存在・供用 (道路 (地 表式又は掘 割式及び道 路 (嵩上式) の存在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、地域を特徴づ ける生態系への影響 が考えられる。					

表 8.2(21)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
景観	主要な眺望点及び 景観資源 並びに主要な眺望 景観	存在・供用 (道路(地表式又は掘 割式)の存在及び道路 (高上式)の存在)	対象道路は、地表式・掘割式及び高上式が想定されている。 対象道路の存在により、主要な景観資源及び主要な眺望景観への影響が考えられる。	調査区域では、2つのアルプスが遠望でき、山裾からつづく台地や河川沿いの低地で田園景観が、山裾の集落で山里景観が、天竜川等の河川で河川景観が、山間地で山地景観が見られる。 調査区域の主要な眺望点及び景観資源としては以下のものが挙げられる。 1) 主要な景観資源 ・河成段丘の地域(河岸段丘) ・伊那峡(峡谷) ・猿岩(岩峰・岩柱) ・中央アルプス ・南アルプス 2) 主要な眺望点 ・中央道伊那スキーリゾート ・ふるさとの丘 ・北の城橋 ・伊那市西春近小出島 ・伊那市富県北福地 ・御殿場遺跡 ・真菰ヶ池 ・高鳥谷山山頂 ・春日公園 ・伊那市中央 ・伊那市美篤上川手 ・三峰川橋 ・伊那市手良野口 ・伊那市下新田 ・信州伊那アルプス街道 ・太田切川堤防上 ・大久保いきいき交流センター ・大久保発電所 ・大久保ダム ・猿岩水面展望所 ・伊那市大久保(身近な自然景観) ・伊那市下殿島(身近な自然景観) ・伊那市原新田(身近な自然景観) 3) 景観法に基づく景観計画区域 ・駒ヶ根市全域(駒ヶ根市景観計画) ・宮田村全域(長野県景観育成計画) ・伊那市全域(伊那市景観計画)	1. 調査する情報 1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況 2. 調査の手法 主要な眺望点の状況、景観資源の状況については、既存の文献資料等により把握する。 主要な眺望点の利用状況及び景観資源の自然特性に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、主要な眺望点を管理する管理者や関係地方公共団体に対しヒアリングを行い、必要な情報を確認する。 また、主要な眺望景観の状況については、写真撮影により視覚的に把握する。 3. 調査地域 都市計画対象道路事業実施区域より3kmの範囲で、主要な眺望点 distributes する地域とする。 ただし、事業特性、地域特性により上記範囲を超えて対象道路が認知される可能性がある場合には、適宜、拡大するものとする。 調査地域については、地域特性に挙げた眺望点、景観資源、景観計画区域等が考えられる。 4. 調査地点 主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を選定する。 調査地点については、地域特性に挙げた主要な眺望点及び各景観計画地区等が考えられる。 5. 調査期間等 主要な眺望点等の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯を選定する。	1. 予測の手法 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 都市計画対象道路事業実施区域との重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握する。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法、スケッチ・パースによる方法、コンピューターグラフィックスによる方法等視覚的な表現方法により変化の程度を把握する。 2. 予測地域 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 調査地域のうち主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域とする。 2) 主要な眺望景観の変化 調査地域のうち、主要な眺望景観の変化が生じる地域とする。 3. 予測対象時期等 施設の完成時において、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の影響を明らかにする上で必要な時期を選定する。	対象道路の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	事業特性及び地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。

表 8.2(22) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	主要な人 と自然と の触れ合 いの活動 の場	存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在及び道路 (嵩上式) の存在)	対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。 対象道路の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる。	調査区域には、人と自然との触れ合いの活動の場の資源として、天竜川等の河川やそれに沿って位置する「公園、緑地、サイクリングロード」、山麓地等に位置する「緑豊かな公園や寺社」、豊かな森林を有す山地などがある。 調査区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場を以下に示す。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 ・駒ヶ根キャンプセンター ・すずらん公園 ・北の原公園 ・丸塚公園 ・ふるさとの丘 ・高鳥谷遊歩道 ・栖林寺 ・宮田本陣のしだれ桜 ・リバーランド天竜公園 ・北の城址公園 ・津島神社 ・熊野神社 ・野田山あやめ園 ・かんでんパバガーデン ・宮の原のしだれ桜 ・殿島城址公園 ・高鳥谷鉱泉 ・春日公園 ・伊那公園 ・三峰川堤防の桜並木 ・美篤の桜並木 ・三峰川サイクリングロード ・深妙寺 ・常圓寺 ・思沢川のホタル	1. 調査する情報 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2. 調査の手法 既存の文献資料等による情報の収集及び現地調査を実施することにより把握する。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行い、必要な情報を確認する。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況について、写真撮影により視覚的に把握する。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において行われている主な自然との触れ合いの活動内容の詳細について把握する。 3. 調査地域 対象道路が触れ合いの活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲として都市計画対象道路事業実施区域より500m程度の範囲において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とする。 調査地域については、地域特性に挙げた主要な人と自然との触れ合いの活動の場の他、都市計画公園等が考えられる。 4. 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点を選定する。 調査地点については、各調査地域より適切な地点を選定することが考えられる。 5. 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯を選定する。	1. 予測の手法 1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 都市計画対象道路事業実施区域との重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握する。 2) 利用性の変化 人と自然との触れ合いの活動に供せられる施設又は場の利用性の変化及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化を把握する。 3) 快適性の変化 人と自然との触れ合いの活動に供せられる施設又は場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握する。 2. 予測地域 1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 都市計画対象道路事業実施区域のうち主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変が生じる地域とする。 2) 利用性の変化 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動に供せられる施設又は場の利用に関し影響が生じる地域及び近傍の既存道路において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化が生じる地域とする。 3) 快適性の変化 人と自然との触れ合いの活動の活動に供せられる施設又は場から認識される近傍の風景の変化が生じ、雰囲気が阻害されると想定される地域とする。 3. 予測対象時期等 施設の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の場の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の影響を明らかにする上で必要な時期を選定する。	対象道路の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	事業特性及び地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。

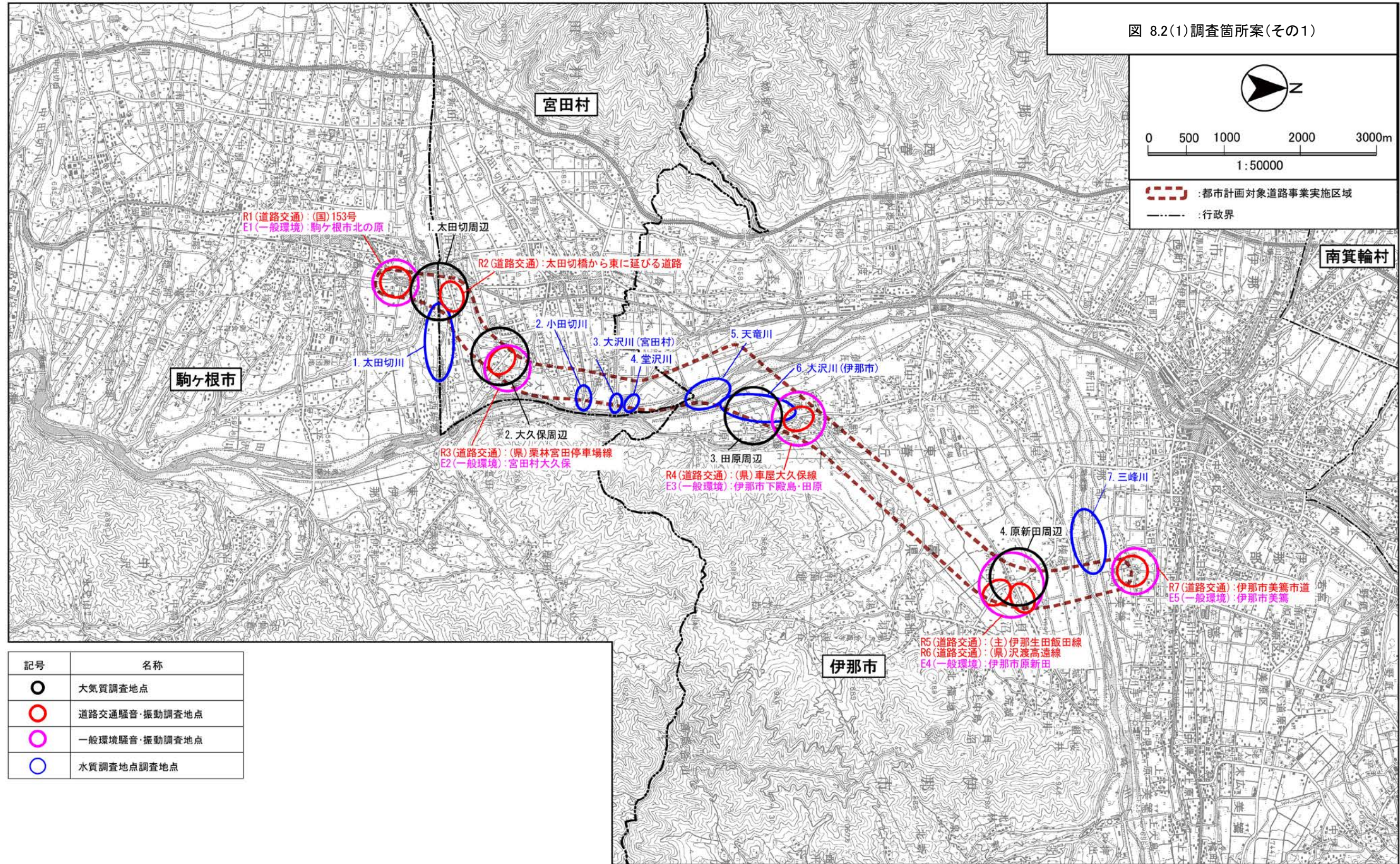
表 8.2(23) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
文化財	文化財	存在・供用 (道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在)	<p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。 対象道路の存在により文化財への影響が考えられる。</p>	<p>調査区域には、文化財保護法に基づき指定される文化財等は、史跡が18箇所、天然記念物が13箇所、有形文化財(建造物・石造)が21箇所ある。 なお、名勝及び重要文化的景観はない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在し、主に天竜川右岸の台地部に分布が集中する。 調査区域における主な文化財(史跡)を以下に示す。</p> <p>主な文化財(史跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中越遺跡 ・御殿場遺跡 ・赤須城跡 ・東伊那遺跡 ・小鍛冶古墳群 ・大田切城跡 ・山田富士塚 ・稚児塚 ・城山 ・下の城 ・向山遺跡 ・猪垣 ・御座石と松 ・荒井富士塚 ・小出城跡 ・坂下の辻 ・諏訪形の猪垣跡 	<p>1. 調査する情報</p> <p>1) 文化財の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の種類・位置及びその概要 <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びの当該情報の整理及び解析により把握する。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として都市計画対象道路事業実施区域よりおおむね1kmの範囲とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>文化財の特性を踏まえ、調査地域における道路の存在による文化財の影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>調査地点については、地域特性で示した主要な文化財(史跡)の他、有形文化財の内建築物、石造文化財及びこれらに相当する文化財が考えられる。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>文化財の特性を踏まえて、調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切に把握できる期間、時期及び時間帯を選定する。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>事業特性、地域特性を勘案して、文化財の改変の位置、程度による影響の有無を把握し、類似事例の引用又は解析により行う。 なお、必要に応じて学識経験者の意見を参考に行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて、道路の存在に係る文化財への影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を適切に把握することができる時期を選定する。</p>	<p>対象道路の存在による文化財への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性及び計画段階環境配慮書の検討の状況を踏まえ、長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定した。</p>

表 8.2(24) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

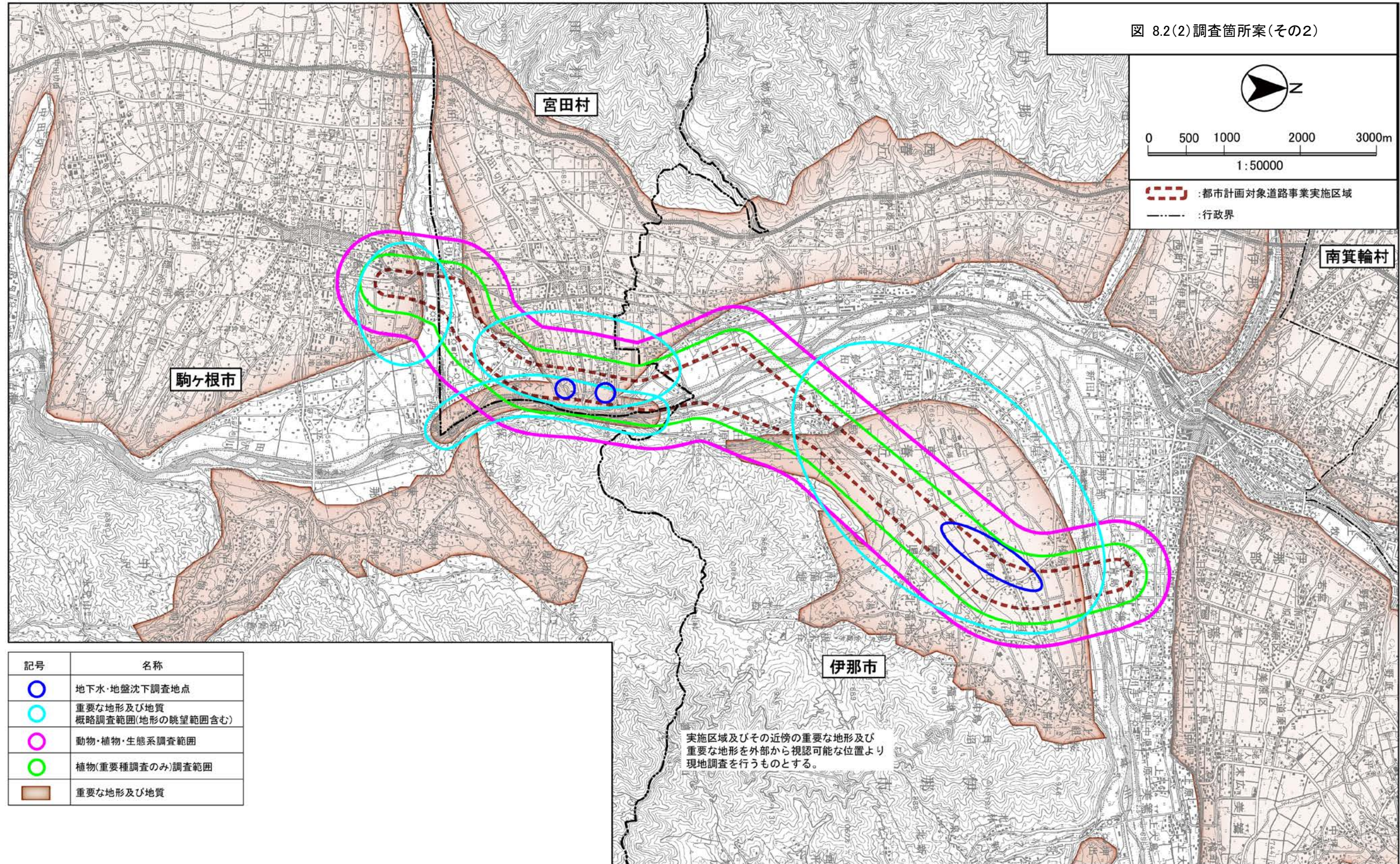
環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
廃棄物等	建設工事 に伴う副 産物	工事の実施 (切土工等 又は既存の 工作物の除 去)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 切土工の除去又は既 存の工作物の除去に より、発生する建設 副産物（建設発生土、 建設汚泥、コンクリ ート塊、アスファル ト・コンクリート塊） が、対象道路の事業 実施区域外に搬出さ れることが考えられ る。	調査対象地域には、産業廃棄物処 理施設として、最終処分場はないが、 中間処理施設が駒ヶ根市9施設、宮田 村5施設、伊那市31施設の合計45施設 ある。	予測・評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の情報把 握により得られることから、調査は文献調査を基本とし、必要 な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて 現地調査及び聞き取り調査を行う。	<p>1. 予測の手法</p> <p>都市計画対象道路事業における事 業特性及び地域特性の情報を基に、建 設工事に伴う副産物の種類ごとの発 生量及び最終処分量を予測する方法 とする。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>建設副産物が発生する都市計画対 象道路事業実施区域を基本とする。 なお、再利用方法の検討にあたって は、実行可能な再利用の方策を検討す るために、都市計画対象道路事業実施 区域の周辺区域を含む範囲とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>建設工事に伴う副産物の発生のお ける工事期間とし、工事全体における発 生の状況等を予測する。</p>	切土工の除去又は既 存の工作物の除去に伴 い発生する建設副産物 の影響が、事業者によ り実行可能な範囲内 でできる限り回避され、 又は低減されており、 必要に応じその他の方 法により環境保全につ いての配慮が適正にな されているかどうかに ついて、見解を明らか にすることにより行 う。	事業特性及び 地域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。

図 8.2(1)調査箇所案(その1)



記号	名称
○	大気質調査地点
○	道路交通騒音・振動調査地点
○	一般環境騒音・振動調査地点
○	水質調査地点調査地点

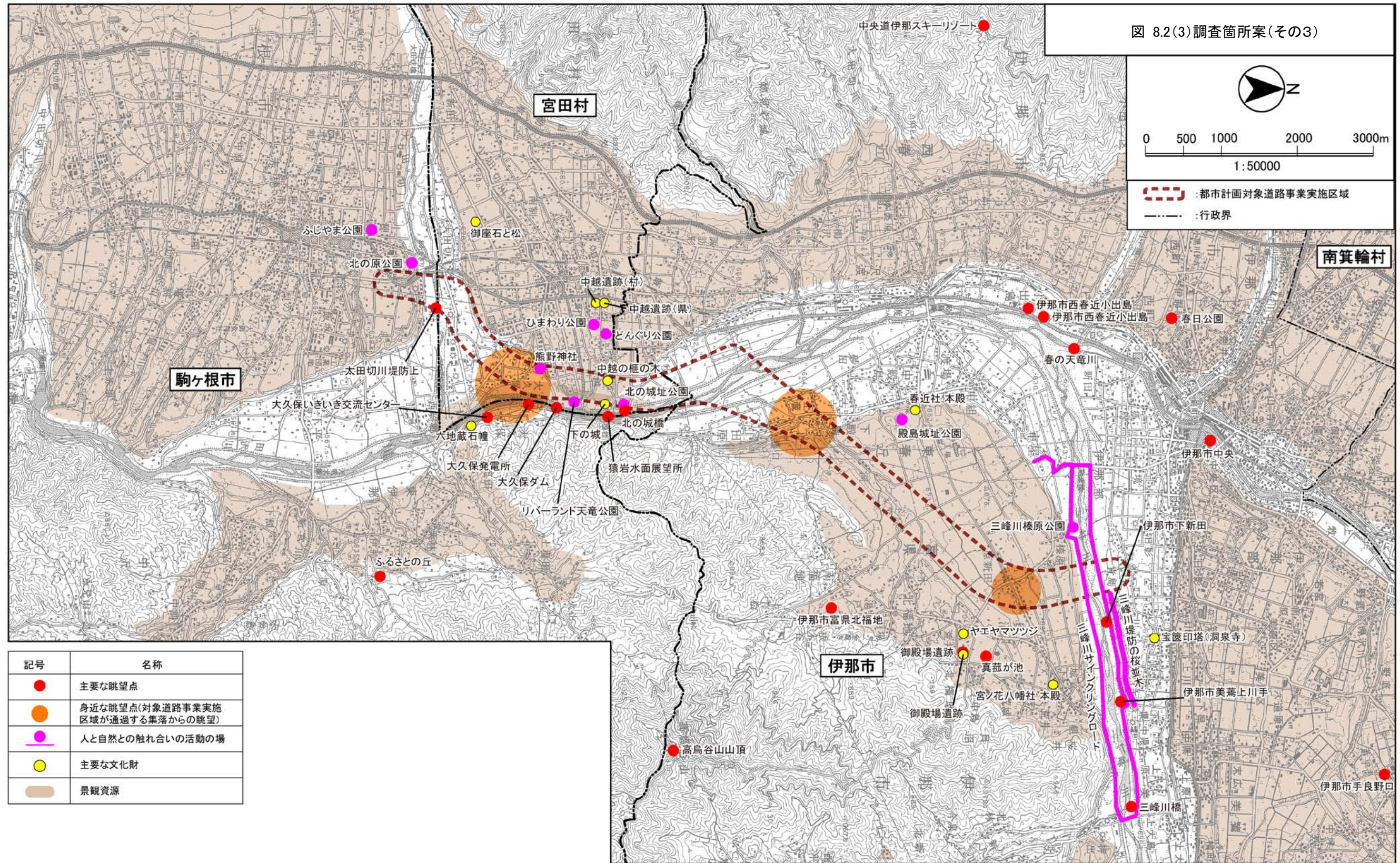
図 8.2(2) 調査箇所案(その2)



記号	名称
○	地下水・地盤沈下調査地点
○	重要な地形及び地質 概略調査範囲(地形の眺望範囲含む)
○	動物・植物・生態系調査範囲
○	植物(重要種調査のみ)調査範囲
■	重要な地形及び地質

実施区域及びその近傍の重要な地形及び重要な地形を外部から視認可能な位置より現地調査を行うものとする。

図 8.2(3) 調査箇所案(その3)



記号	名称
● (赤)	主要な眺望点
● (オレンジ)	身近な眺望点(対象道路事業実施区域が通過する集落からの眺望)
● (ピンク)	人と自然との触れ合いの活動の場
● (黄)	主要な文化財
■ (茶)	景観資源